

# 社会福祉法人武蔵野 中期基本計画

平成 30 年度～32 年度

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 武蔵野

# 目 次

目 次	3
第1章 法人全体の計画	7
1 経営環境	7
(1) 社会福祉をめぐる環境の変化	7
(2) 社会福祉法人制度改革	8
(3) 武蔵野市第5期長期計画・調整計画、第3期健康福祉総合計画等福祉関係計画	9
(4) 武蔵野市財政援助出資団体としての法人の在り方	9
2 これまでの成果と今後の課題	10
(1) 新人事、給与制度の運用	10
(2) 職員評価制度の運用	10
(3) 職員行動指針の徹底	10
(4) 経営基本原則の策定	11
(5) 福祉の専門性の高い人材の確保と育成	12
(6) 地域の団体、市の関係団体などと協力した人材育成	12
(7) 職員誰もが働きやすい職場を目指した取り組み	12
3 経営方針	13
(1) 社会的使命の遂行	13
(2) 社会福祉法人改革への対応	13
(3) 地域における法人のあり方	13
4 重点課題	13
(1) 社会福祉法人としての使命の遂行	13
(2) 積極的な情報提供の実施	14
(3) 確実な事業運営と将来構想の検討	14
(4) 在宅福祉を中心としたサービス展開	14
(5) 社会状況を反映した事業への取り組み	14
(6) 計画的な財務運営と健全な財務管理	14
(7) 人材の計画的な採用と育成	14
(8) 職員が快適に働くことが出来る職場づくり	14
第2章 障害者支援部門における計画	15
1 策定にあたって	15
2 障害者支援部門中期基本計画の方向性	15

(1) 障害者支援部門のビジョン	15
(2) 「卒後対策」から「地域自立生活支援」へ	15
(3) 地域自立生活支援の総合的な展開	15
3 障害者支援部門中期基本計画の重点経営方針	16
(1) 障害者支援部門の事業方針	16
(2) 障害者支援部門の人材組織の運営方針	16
(3) 障害者支援部門の財務管理方針	17
4 障害者福祉の動向	17
(1) 社会環境の動向	17
(2) 障害者施策の動向	17
5 前期中期基本計画の総括	19
(1) 前期（平成 27 年度から 29 年度）の事業実績	19
6 障害者支援部門中期基本計画	28
(1) 居住支援部門	28
(2) 日中活動支援事業	29
(3) 児童発達支援	30
(4) 相談支援	31
(5) 地域自立生活支援	32
(6) 社会福祉法人(社会福祉事業)の責任と地域社会への参加と貢献	34
第 3 章 高齢者支援部門における計画	36
1 2025 年（10 年先）を見据えた上で、高齢者支援部門で掲げる ミッション・ビジョン・バリュー	36
2 平成 27 年度～29 年度 高齢者支援部門の実績と成果	37
3 社会情勢の変化や地域社会の変容等による課題と、 その解決に向けた国等の取り組みについて	39
4 平成 30 年度からの介護保険等の改正と東京都、武蔵野市の関連計画について	40
(1) 介護保険法等の改正に関連して	40
(2) 武蔵野市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（答申案）から	43
5 社会福祉実践現場でますます求められるソーシャルワークの機能	43
6 平成 30 年度～32 年度 高齢者支援部門・中期基本計画の内容	45
(1) 桜堤ケアハウス	47
(2) ゆとりえ	50

資料・個別年次計画 .....	55
(1) 法人全体 .....	55
(2) 障害者支援部門 .....	56
(3) 高齢者支援部門 .....	59

# 第 1 章 法人全体の計画

## 1 経営環境

### (1) 社会福祉をめぐる環境の変化

昭和 50 年代以降の急速な少子高齢化がすすんでいます。さらに、家族や親族の支え合いの機能の低下、貧困家庭の増加など社会保障制度を取り巻く状況が大きく変化し、年金・医療・介護などへの不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄化などから将来への不安やリスクの拡大が懸念されています。

平成 25（2013）年に国から出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、すべての世代が能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性が示され、年金・医療・介護を中心とした「1970 年代モデル」から、必要な財源確保を前提に、現役世代の「雇用」や「子育て支援」、「低所得者・格差の問題」、「住まい」の問題等も社会保障とした「21 世紀（2025 年）日本モデル」への制度改革が大きな課題とされました。この報告書では、地域包括ケアシステムの構築によって地域ごとに形成されるサービスのネットワークが、高齢者介護だけでなく、子ども・子育て支援や障害者福祉、生活困窮者支援にとっても貴重な社会資源となり、個人が尊厳を持って生きていくための、将来に引き継げる貴重な共通財産になると報告されています。

#### ①介護保険制度の状況

介護保険制度は、2000（平成 12）年に全面施行され、在宅サービスを中心に利用者が増加してきました。

高齢者介護の分野では、社会構造の変化や利用者のニーズに応えるため、高齢者分野を中心に「地域包括ケアシステム」の実現が目指られており、2005（平成 17）年の介護保険法の改正では、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設、2012（平成 24）年には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの創設、2014（平成 26）年の改正案では、地域支援事業の充実や、特別養護老人ホームの中重度の要介護者への重点化などが盛り込まれました。

2017（平成 29 年）には、介護保険法の改正を含む「地域包括ケアシステム強化法」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しました。具体的には、介護医療院の創設や現役並所得を有する第 1 号被保険者に係る利用者負担割合の 3 割負担導入などが盛り込まれました。

#### ②障害者支援制度の状況

障害者支援制度は、従来の障害者自立支援法にかわり、2013（平成 25）年に障害者自立支障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行されました。その後、2016（平成 28）年には、障害者雇用促進法、障害

者差別解消法、発達障害者支援法などが改正、施行されました。

また、2016（平成 28）年 5 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が定められ、2018（平成 30）年 5 月に施行されます。

### ③生活困窮者自立支援法

2013（平成 25）年には、生活保護法の一部を改正する法律及び生活困窮者自立支援法が成立し、最後のセーフティネットである生活保護において、就労・自立支援の強化等を行うことや、生活保護に至る前の生活困窮者の支援として、総合相談、居住支援、就労準備支援事業等を実施するなど、第二のセーフティネットの充実・強化を行うことが定められ、2015（平成 27）年 4 月 1 日に施行されました。

制度は準備されましたが、市民への認知は低く、生活困窮者自立支援事業の周知や高齢者、障害者、子ども等に関わる様々な相談機関との連携が課題になっています。

以上のような各福祉サービスの近年の改革を見ると、今後も次のような方向性が継続されると思われます。

- ・市町村を中心とした取り組み
- ・在宅生活を支援するサービスの充実
- ・自立支援の強化
- ・サービス提供体制の多様化

## (2) 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人に対して、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施が、一部の社会福祉法人にとどまっていることや、取り組みが利用者や地域住民から十分な評価が得られていない。公益法人制度改革等により他の非営利法人についての制度改革が進んだことから、社会福祉法人の組織体制は、他の法人制度と比較してガバナンスを確保する仕組みとして十分とは言えなくなっている部分がある。制度や補助金、税制優遇に守られており、これを内部留保として蓄えるだけでなく、社会福祉事業等への積極投資や地域還元することが求められる。介護・保育事業のように多様な経営主体が参入する事業において、社会福祉法人と株式会社等の役割を巡って、参入規制の緩和や税・財政上の優遇措置の見直しが求められる。といった内容が議論され、平成 28 年 4 月に改正社会福祉法が施行されました。

改正社会福祉法では、これらの議論をふまえて地域貢献や社会貢献の積極的実施、情報公開の積極的実施、ガバナンスを確保する仕組みとしての理事・評議員制度の改正などが行われました。

### (3) 武蔵野市第5期長期計画・調整計画、第3期健康福祉総合計画等福祉関係計画

武蔵野市第5期長期計画は、平成24年度からの10年間の計画期間として定められていますが、2016（平成28）年4月には、平成28年度から32年度までの調整計画が策定されました。その内容のうち健康福祉関連の主な内容は以下のとおりです。

- ① 支え合いの気持ちをつむぐ
- ② 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進
- ③ 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進
- ④ 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり
- ⑤ 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

この調整計画及び健康福祉関連の諸法令の改正などを受けて、2018（平成30）年3月に、武蔵野市第3期健康福祉総合計画、第5期地域福祉計画、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画、障害者計画・第5期障害福祉計画、第4期健康推進計画、食育推進計画が定められました。

これらの武蔵野市の健康福祉に関わる諸計画では、市内桜堤地域における福祉サービス再編や、みどりのこども館・ハビットの児童発達支援センター化、災害時を含めた緊急対応の充実、福祉人材の確保・育成など、当法人の事業に大きく関係した内容も多く含まれますので、市と連携して事業化等を検討していきます。

また、武蔵野市は、2018（平成30）年度から武蔵野市第6期長期計画の策定に取り組むますので、その内容にも注視しながら迅速に対応していきます。

### (4) 武蔵野市財政援助出資団体としての法人の在り方

武蔵野市が財政援助出資団体を設置する意義は、

- ① 専門的な公共サービスを継続的・安定的に実施できる。
- ② 民間の多様な人材・知識・ノウハウを活かし、より効率的・効果的な事業展開が可能である。
- ③ 民間資金の活用による柔軟な財政運営が可能である。
- ④ 市と密接に連携しつつ、民間であることの機動性を活かすことで、より質の高い公共サービスを適正に提供できる。

こととされています。市は、この4つの視点から財政援助出資団体に出資や補助金などの財政援助を行うとともに、団体の自律的経営を支援するため指導監督を行ってきました。

しかし、介護保険制度の導入や規制緩和による民間事業者の参入機会の増加など、公共サービスにおける民間セクターの参入が増加したほか、市民活動が活発化し公共サービスの担い手にもなるなど、従前の「公共」の概念が変化してきていることから、市では公共サービスの担い手について検討することになり、「武蔵野市財政援助出資団体の在り方検討委員会報告書」がまとめられました。

- この報告書による見直しにより、私どもは「中長期的に自立させる法人」とされ、
- ①保有施設の健全な維持管理と将来的な更新を見据えた経営
  - ②民間と競合している分野において、対等な条件で競争ができる体制の確立
  - ③困難ケースの受け入れ態勢の拡大
- といった課題が示されました。

財政的にもガバナンスにおいても市から自立すべく、経営体制の強化、事業収支を含む財務状況の改善、重度障害者の受け入れ態勢の整備などの課題を整理しながらサービスの提供を充実していくよう心掛けて事業運営をしておりますが、新たな指定管理業務の受託や新規障害者支援施設への補助など、市との関係がさらに深まっている状況にあります。

## 2 これまでの成果と今後の課題

法人本部の機能強化、特に経営基盤の強化に引き続き取り組んできました。そして、人材育成にも努め、職員の問題意識を深め、法人全体としての一体性のある組織づくりに力を注いできました。具体的な内容としては以下のとおりです。

### (1) 新人事、給与制度の運用

平成 23 年度に改正した職員就業規則により定めた、職務の職に関する等級定義書や昇給基準ガイドライン周知を引き続き行いました。

また、新給料表では、東京都の給与表が反映されているため、高齢職員の給与抑制という考えから、給料表の上位号俸の職員は、給与改定によって基本給が下がる状況があるので、能力ある職員には上位級へチャレンジも引き続き指導していますが、係長級（副施設長・センター長）や管理職（施設長）にチャレンジする職員の割合が低い状況です。

### (2) 職員評価制度の運用

平成 24 年に改正した人事評価規程に基づいて、毎年、期初面談、施設長面談を年度当初に実施し、その後自己評価、1 次評価、2 次評価、最終評価といったプロセスを通じた職員評価を実施しています。

職員評価制度は、職員に与えられた責任と職務を遂行した実績並びに能力を評価しますが、職員の評価以上に重要な目的として、職員自身による自己評価や年 2 回以上の上司との面談を通じて、長所を伸ばし短所を直すなど人材育成のツールとしての要素を重要視しています。

平成 24 年度から 6 年間実施し定着してきましたが、評価項目が複雑であるなど、職員本人と評価者に係る負担が大きいといった意見もでてきており、今後の見直しも考えたいと思います。

### (3) 職員行動指針の徹底

平成 24 年 1 月 1 日に制定した職員行動指針では、次の 4 指針を定めました。

〔行動〕 私たちは地域・市民の皆様とのつながりを第一にチームワークを発揮して行動します。

〔感謝〕 私たちはありがたいの気持ちを大切に、笑顔と優しい言葉で接し、人の輪を広げていきます。

〔共感〕 私たちは相手の立場に立って考え、共感し、信頼しあえる関係づくりを目指します。

〔向上〕 私たちは介護・支援のプロとして、専門知識、技術のスキルアップを心がけ、資質向上に努めます。

この、4つの指針を守るべく、職場内への掲示、ホームページ等による対外発信を通じて常日頃から職員が意識して業務に取り組むようにしています。

策定から6年が経過し、職員に定着してきましたが、「心がけている」から「いつも実行している」と報告できるよう、さらなる指導を行っています。

#### (4) 経営基本原則の策定

社会福祉法の改正で、社会福祉法人としてあるべき法人の姿が議論されました。その議論をふまえたうえで当法人の基本理念である「地域社会に役立つ」を実践するため、職員参加により1年以上をかけて平成28年4月1日に経営基本原則を定めました。

経営基本原則では、経営ビジョンとして

- ・福祉サービスの質を向上させるとともに、地域における公益的な取り組みを積極的にすすめます。
- ・全職員が経営感覚を持って、非営利組織としての自立的経営を実践します。
- ・様々な領域の団体・機関などと連携・協働をして福祉コミュニティの形成に寄与します。

の3項目とし、この経営ビジョンに基づいて3つの領域での取り組みを定めました。

##### ○事業について

- ・事業の安定供給と機能強化を図り、法人の福祉力を向上させます。
- ・環境の変化を踏まえ新たなサービスの開発や様々な主体との協働を進めていきます。
- ・積極的に情報発信をして、法人への理解と信頼を高めます。

##### ○人材・組織について

- ・職員行動指針を踏まえ、福祉の専門性を高める努力を続けます。
- ・社会福祉法人としての責務を果たすために組織の構造や機能の改革を進めます。
- ・一人ひとりの意欲や自律性を高め、活力ある職場をつくっていきます。

##### ○財務について

- ・財務の健全性を確保していきます。
- ・必要な事業を推進するために基金を設けるなど財源の安定化を図ります。
- ・コストを意識し、事業を効率的に運営します。

この経営基本原則をもとに、事業運営をすすめることにしました。

(5) 福祉の専門性の高い人材の確保と育成

①人材の確保

近年では、好調な経済活動などを反映して、職員の求人が困難になってきています。福祉業界も求人苦の苦勞している業界として報道などでも紹介され、当法人も以前のよう多数の応募者から優勝な人材を選んで採用することは困難になってきています。

しかし、福祉に関する専門性の高い人材を確保するため、「福祉の仕事 就職フォーラム」に参加するほか、インターネット媒体の求人サイトへの募集記事の掲載など、様々な媒体を利用して法人の宣伝をし、求人活動をおこなってきました。

今後も、法人説明会やホームページを通じて、法人の情報をより正しく提供するとともに、内定者に対してもフォロー活動を通じて、魅力ある法人であることを伝える努力をしていきます。

②人材の育成

職員に求められる能力には、「組織力」と「専門力」があります。

「組織力」については、職員を新規採用した時点から実施する「初級研修」から、「中級研修」、「主任研修」、「係長級研修」、「施設長研修」と階層別々に実施し、法人全体の組織力を高めることを目的として実施しています。

「専門力」については、業種、職種ごとの専門知識・技能を向上させるために外部研修の受講や施設で新規採用職員に実施するOJT研修、施設内自主研修、関係事業者が合同で行う合同研修などを通じて職員を育成しています。

(6) 地域の団体、市の関係団体などと協力しての人材育成

武蔵野市の財政援助出資団体のうち、健康福祉分野の4団体が協力して、職員研修を実施しています。武蔵野市政の現状認識や、お互いの法人の業務内容を確認し、相互に協力できる事業分野を開発するだけでなく、職員交流も深めています。

また、武蔵野市は、第3期健康福祉総合計画で平成30年度に「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の設置を計画しています。法人としてはセンターの運営に協力するとともにセンターを活用した人材育成にも取り組みます。

(7) 職員誰もが働きやすい職場を目指した取り組み

次世代育成支援対策法に基づいて、職員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ職員全員が、その持つ能力を存分に発揮できる職場環境を整備するため、一般事業主行動計画（第2期）を作成しました。内容は、男性職員、女性職員それぞれの育児休業の取得と所定外労働時間の削減を図る「ノー残業ダイの徹底実施」としました。

また、女性活躍推進法に基づいた行動計画として、女性管理職の配置率を10%とする目標を定めました。

これらの行動計画のほか、「働きやすい職場」を目指して、「誰でも相談室」の設置や、

妊娠した女性職員や、出産後の育児休業などの取得の促進を目指して、「育児メンター」制度を開始し、担当職員を登録しました。

### 3 経営方針

#### (1) 社会的使命の遂行

私どもは、法人の基本理念として「地域社会に役立つ」、基本方針を「福祉サービスが必要とする方の基本的人権を尊重し、その人らしい暮らしが送れるよう適切な支援を行う。」と定めています。

この基本理念と基本方針、そして平成 28 年 4 月に制定した「経営基本原則」にそって、中期計画を策定し、事業を実施することで地域に貢献していきます。

#### (2) 社会福祉法人改革への対応

平成 28 年 4 月、社会福祉法が改正されました。この改正で求められた内容の多くは、当法人はすでに実施しておりましたが、理事の執行体制の強化など本部機能の見直しによるガバナンスの強化などを行いました。

また、情報公開の徹底が求められましたが、当法人としては「情報公開」とどまることなく、積極的に「情報提供」を行うことで、社会福祉法人としての使命を果たしていきます。

#### (3) 地域における法人のありかた

当法人は、武蔵野市が設立した社会福祉法人として、武蔵野市という限られた地域の中で限定的な福祉サービスを提供してまいりましたが、社会福祉法人の改革や武蔵野市の財政援助出資団体への関わり方の変更を受けて、地域の中で自立した運営を心がけ、積極的に福祉サービスを提供することが求められています。

新たな事業として、平成 29 年度から受託した武蔵野市障害者福祉センターの指定管理者や現在建設工事中の（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設の運営などを確実に実施していきます。

また、武蔵野市内で最大の事業規模をもつ社会福祉法人として、武蔵野市民社会福祉協議会をはじめとする他の社会福祉法人とも連携して、地域貢献を進めていきます。

### 4 重点課題

今期中期計画では、次の課題を重点課題と位置付け、法人全体で取り組んでいきます。

#### (1) 社会福祉法人としての使命の遂行

- ・ **地域の他の社会福祉法人との連携をすすめ、社会貢献、地域貢献に積極的に取り組みます。**
- ・ **収支バランスの取れない事業であっても、社会ニーズの高い事業は法人全体で支え、事業を継続します。**

- ・利用者以外の市民や家族などを対象とした講座や講演会、情報提供を充実させます。
  - ・地域に貢献する法人として、定年退職した職員のほか、高齢者、障害者の雇用を積極的に行います。
- (2) 積極的な情報提供の実施
- ・ぷれっそ、武蔵野日記等の刊行物発行のほか、ホームページを充実させます。
  - ・SNSなどを活用した携帯電話、スマートフォン向け情報提供を実施します。
- (3) 確実な事業運営と将来構想の検討
- ・現在実施しているサービスについて、利用者満足度の向上に努めます。
  - ・5年先、10年先といった将来を見据えた事業展開を想定して事業計画を立てます。
- (4) 在宅福祉を中心としたサービス展開
- ・新たに開設する障害者支援施設においても、地域移行や地域との関わりを重視した運営を心がけます。
  - ・「地域社会に役立つ」という理念に基づき、地域と連携した在宅事業に取り組みます。
- (5) 社会状況を反映した事業への取り組み
- ・社会ニーズに応じて、低所得者や生活困窮者、社会と距離を置いている方々等を対象とした事業に取り組みます。
  - ・障害部門と高齢部門が連携する、新たな取り組みを検討します。
- (6) 計画的な財務運営と健全な財務管理
- ・将来の施設の更新や大規模修繕に備え、寄附金を積極的に受け入れ、基金を充実させます。
  - ・赤字事業については、3年以内の黒字化を目指した収支改善計画を策定します。
  - ・将来も持続可能な事業運営とするため、職員の給与や手当を見直します。
- (7) 人材の計画的な採用と育成
- ・事業計画に基づいた、職員採用計画の策定し、看護師や理学療法士、作業療法士といった高い専門知識を持った職員を計画的に採用します。
  - ・職員研修を充実させ、職員全員が介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員などの資格に挑戦できる職場環境を整えます。
- (8) 職員が快適に働くことが出来る職場づくり
- ・快適職場を目指した職員相談の窓口や相談内容を充実させます。
  - ・会議や業務の見直しを通じて、超過勤務の縮減を目指します。
  - ・有給休暇や育児休業、介護休業などを取得しやすい職場環境を目指します。

## 第2章 障害者支援部門における計画

### 1 策定にあたって

武蔵野障害者総合センター事業開始以来四半世紀を経て障害者支援部門の事業規模や業態も大きく拡大しています。今計画策定は、係長及び施設長を構成メンバーとする障害者支援部門中期基本計画策定会議と施設長会を中心に計画案を作成し、職員への意見聴取をへて計画をまとめました。

また今期の基本計画の内容構成は、前期の領域別から障害者の地域自立生活支援を総合的に行う視点で体系の再編をおこないました。

### 2 障害者支援部門中期基本計画の方向性

#### (1) 障害者支援部門のビジョン

ビジョン「地域の中で、つながり豊かに、自分らしく生きる。」

#### (2) 「卒後対策」から「地域自立生活支援」へ

法人設立期、武蔵野市では「卒後の行き場のない人を出さない」が多くの当事者家族の願望であり、政策もそれに沿って展開していました。そしてこれは、私たち法人を生み出す原動力になりました。その後の四半世紀、この理念に則りどんな障害があってもご利用者を受け入れてきました。

その後、障害者権利条約批准など国の障害者施策は大きく変わり、地域に障害者が包摂される共生社会への歩みが始まっています。また制度的には、障害者総合支援法の障害者福祉サービスが義務的経費とされ、武蔵野市地域以外でも卒後の日中活動場所の不足は解消されつつあります。

重度障害者の家族の希望は、かつては「卒後」であり「親亡き後」でした。そして、グループホーム等の居住サービスも充実してきています。これからは、当事者や家族にとっても、地域の中で豊かに主体的に生活することが具体的な目標となり、生活の質を求めることが普通なことになってきています。

前計画では、「障害のある方が地域の一市民として暮らし、様々な社会的な活動に参加、また寄与できるように支援する。」としていました。今計画では、「地域の中で、つながり豊かに、自分らしく生きる。」とし、より内面的な言葉に置き換えました。地域自立生活支援における実践と質の向上が中核的な価値となります。

#### (3) 地域自立生活支援の総合的な展開

障害のある誰でもが主体的に暮らし続けられるための支援が、地域自立生活支援です。そしてこの支援事業は、役割や視点、領域により地域や当事者に伝播し支援価値が複合的に広がります。

障害者支援部門では、「日中活動支援」と「居宅支援」、「居住支援」等の直接支援事業が「相談支援」と連携し障害者の地域生活を総合的に支援する仕組みを「地域自立生活支援」とし計画の中核に位置付けました。また、この4つの支援事業は、障害者個人の成長や自立（自律）を促す成長発達の視点、障害のある社会人としての関係発達や社会参加の視点、サービスの開発や充実など障害者福祉サービス向上の視点、社会改善や社会資源向上の視点を持ち、ご利用者を軸に重なりあい、地域に拡張します。そして、主体（組織と支援者）と客体（地域と利用者）の成長段階により事業の範囲や役割、価値が異なり、これらは連続的に還元し、高度化複雑化します。併せて組織や職員には、成長が求められることとなります。

### 3 障害者支援部門中期基本計画の重点経営方針

障害者の地域生活を豊かにするために活力ある事業活動を進めます。併せて人材組織の成長と健全な財務体制への改善等を経営基本原則に則り進めます。

#### (1) 障害者支援部門の事業方針

##### ①事業の利害関係者（ステークホルダー）との関係性の向上。

障害者福祉サービスご利用者の満足感の向上やご利用者のご家族、行政や関係事業機関との連携協力等により信頼の維持獲得に努めます。

社会環境変化や関係法令改定等により、ご利用者のデマンドやニーズに変化が見られます。これらに適切に対応し、支援や組織を改善します。

##### ②福祉事業の地域展開と就労事業の健全性の向上

法令に依る福祉事業や市単独の福祉事業を安定供給するために、地域に事業を適切に展開しご利用者を獲得します。ご利用者の工賃向上や企業就労のために就労事業の健全成長を目指します。

##### ③新規事業開発と事業の再編連携による事業健全性の向上

障害者支援施設の開設と地域生活支援拠点事業を担うことによる居住居宅事業の連携強化を進めます。これに伴い、生活介護事業所の再編と機能強化、就労支援事業所の再編と機能強化、相談支援事業所の連携と機能強化、児童発達支援事業の環境変化への対応と機能強化を進めます。

##### ④友好的で健全な事業環境のため積極的な広報活動を推進します。

効率的な広報戦略のため、職員の広報意識啓発と法人内共通言語の造成、多様な広報展開を行い、積極的に広報発信します。

#### (2) 障害者支援部門の人材組織の運営方針

職員が、人権擁護と利用者主体の原則に立ち、一人ひとりが持てる力を発揮できる職場を目指します。支援の総合力を高めるために多様な専門知識や現場対応力を高めることができるように人材育成の体制を整えます。

##### ①働くよろこびを感じられる職場づくりを進めます。

日々の働きが充実し、創造性や専門性を発揮できる活力ある職場を目指し、職員満足感を高めます。

②人材育成を進めます。

人権擁護への啓発と利用者一人ひとりの意思決定支援を大切な支援原則として支援教育を進めます。総合的な支援（頭脳労働、精神労働、肉体労働）力と専門性（事務経理、心理的発達、医療と身体機能、社会制度、生活支援力）の向上を目指す職員育成を進めます。

資格取得制度による、資格取得を推奨します。また、組織運営に必要な資格等の戦略的な取得をすすめます。

③生産性の向上のため、職層や会議体毎の経営改善を進めます。

職員一人ひとりの役割の確認と職層や会議体などの経営改善を進めます。

(3) 障害者支援部門の財務管理方針

①管理指標と職務役割など財務健全性を担保する仕組みの構築

事業所ごとの経営安定化のため、ご利用者の定員充足率を目標管理します。全職員の経営感覚向上のため、経営指標や事業計画と決算の仕組み、福社会計事業と就労会計事業の健全性など職層毎に必要な理解推進を進めます

## 4 障害者福祉の動向

### (1) 社会環境の動向

人口減少期に入った我が国の社会保障は、「わが事・丸ごと」として全国民参加型の共生社会の実現を目指しています。障害者など少数者も地域の構成員として真の共生を創造する環境は整いつつあります。しかし、福祉ニーズが増加する半面、福祉人材の不足が課題となっています。併せて、支援の効率化と生産性の向上が求められています。

2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」は、障害者にとっての共生社会の実現に向けての啓発が進んでいます。

### (2) 障害者施策の動向

#### ①障害者を取り巻く法制度や地域政策の動向

平成27年(2015)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、各行政機関等が先行し差別禁止と合理的配慮の提供の見直しが進んでいます。

また、「平成30年度障害者福祉サービス等報酬改定」において、新たな「日中活動支援型グループホーム」や「自立生活援助」の事業創設や「地域生活支援拠点等の機能強化」の新たな加算を創設しました。また、「共生型サービス」の基準を示し介護サービスとの連携方法を示し、医療的ケア児者に対する支援の充実や「居宅訪問型児童発達支援」の創設、放課後デイサービスや就労継続支援、「就労定着支援」の創設、計画相談支援など大幅の報酬改定を行う予定です。

平成 28 年（2016）の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や平成 29 年（2017）障害のある石川准氏が国連の障害者権利委員会委員に就任するなど着実に共生社会実現の環境は整いつつあります。

東京都においては、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）」が準備され、「障害者・障害児地域生活支援 3 か年プラン（平成 29 年度から 32 年度）」によりグループホーム（2,000 人増）、通所施設等（6,000 人増）、短期入所（180 人増）、児童発達支援センター（区市町村に 1 カ所以上）、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援等（区市町村に 1 カ所以上）の基盤整備促進の他、地域生活支援入所施設（未設置地域）の整備を推進するとしています。

武蔵野市においては、平成 30 年度から平成 32 年度の「武蔵野市障害者計画・第 5 期障害者福祉計画」を策定しました。計画では、障害者支援施設の事業整備と付加する地域生活支援拠点機能、なごみの家の移転。「桜堤ケアハウス」の障害者の通所施設としての転用の検討や「地域療育相談室ハビット」の児童発達支援センター化への検討なども掲載されています。

## 5 前期中期基本計画の総括

(1)前期（平成 27 年度から 29 年度）の事業実績（増減は、26 年度と 29 年度との比較）

### ①計画相談の実績（年間延べ件数）

計画相談	びーと		ハビット		すばる		合計	
	計画相談	モニタリング	計画相談	モニタリング	計画相談	モニタリング	計画相談	モニタリング
27 年度	3 5 1	7 6 1	2 5 2	4 9 7	1 5	1 4 9	6 1 8	1 4 0 7
28 年度	3 3 9	7 7 8	1 3 0	6 8 1	8 0	1 2 3	5 4 9	1 5 8 2
29 年度	4 7 6	7 4 5	1 2 4	9 1 0	1 0 2	1 2 5	7 0 2	1 7 8 0
増減	1 5 5	8 5	4	7 2 4	6 4	7	2 2 3	8 1 6

注 29 年度は、2 月実績からの年間推定数。

### ②地域活動支援センターの参加者（年間延べ人数）

	参加者数
27 年度	3 1 9 7
28 年度	3 4 9 7
29 年度	3 8 1 2
増減	8 6 7

③居住支援の実績

	GH	なごみ	チャレンジ自立生活	
	利用定員	総利用時間	人数	年間宿泊総数
27年度	44	8350	40	258
28年度	44	8594	38	265
29年度	44	7374	25	244
増減	0	-590	-14	-42

④就労支援事業所の年度末利用者の推移

施設名	B型			就労移行			A型	就労者
	けやき	福祉作業所	りぷる	けやき	いんくる	福作	けやき	いんくる
27年度	21	60	13	10	17	4	7	5
28年度	22	60	17	4	19	7	9	14
29年度	26	62	20	0	24	7	5	14
増減	9	1	7	-8	8	4	-4	3

※ けやきの就労移行は、H29年9月より事業休止。

⑤就労支援事業所の平均時給の推移

施設名	B型			移行			A型
	けやき	福祉作業所	りぷる	けやき	いんくる	福作	けやき
27年度	298	164	298	299	300	140	927
28年度	313	170	303	305	307	106	945
29年度	310	166	267	311	316	116	960
増減	18	16	52	18	20	-39	43

※ けやき H29 の移行は、4～8月支給分まで（9月より事業休止）

⑥生活介護年度末利用者の推移

施設名	やまびこ	ふれあい	大地	すばる	福作
27年度	44	26	52	12	7
28年度	42	28	53	14	8
29年度	44	28	54	12	7
増減	0	1	0	-1	1

⑦生活介護の年度末利用者の平均支援区分の推移

施設名	やまびこ	ふれあい	大地	すばる	福作
27年度	5.0	5.2	3.5	4.5	3.9
28年度	4.8	5.3	3.6	4.2	3.8
29年度	5.0	5.3	3.7	4.3	3.9

⑧こども館事業の年間延べ利用者数

施設名	ウイズ	親子通園	ぐるりん 子ども数
27年度	2,454	647	6,734
28年度	2,593	704	5,829
29年度	2,566	361	6,816
増減	72	-386	457

⑨平成28年2月28日現在の成人通所施設利用者の障害状況(カッコ内は平成26年2月29日)

		知的障害					精神 障害	計
		1度	2度	3度	4度	なし		
身体 障害	1級	6(6)	6(8)	0(3)	1(0)	19(22)	1(1)	33(40)
	2級	1(1)	9(9)		1(2)	11(12)		22(24)
	3級		4(3)	3(1)	1(1)	6(4)	1(0)	15(9)
	4級以下		1(2)	3(6)	3(3)	8(9)		13(20)
	なし	0(1)	88(68)	67(67)	37(29)	4(3)	1(0)	145(168)
(精神障害)					2	5	19(20)	26(20)
計		7(8)	108(90)	73(77)	45(35)	53(50)	22(21)	308(281)

⑩成人通所施設の平均年齢の推移 (就労領域計・生介領域計・GH領域計)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
平成27年度	9	94	76	62	29	19
平成28年度	8	86	77	65	32	22
平成29年度	10	82	74	76	31	22

年度末人数、26年度は2月末。

⑪ グループホーム利用者の障害の状態

		知的障害					精神障害	計
		1度	2度	3度	4度	なし		
身体障害	1級	2	2			3		7
	2級		1		1			2
	3級							0
	4級以下		1					1
	なし		15	10	8			33
(精神障害)								0
計		2	19	10	9	3		43

⑫ グループホームの利用の平均年齢の推移

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
平成27年度		3	15	18	4	2
平成28年度		3	11	21	5	2
平成29年度		2	12	21	6	2

⑬ 前期個別事業の成果

個別事業		実績・成果
利用者満足度の向上	福祉サービス第三者評価の実施と評価の公表と改善（部門）	全ての通所施設で受審し評価を公表し、改善報告も行った。
	施設での当事者活動や家族会活動への協力（部門）	大地、山びこ、ふれあい、福作の家族会や福作の自治会活動、地域の家族会である山彦の会や肢体不自由者父母の会の活動に協力した。
	利用説明会の実施、インターンや現場実習の受け入れ（部門）	各年度において、特別支援学校等進路指導部教諭向けと特別支援学校等にお子さんを通わせている保護者を対象とした「利用説明会」を実施した。また、学校の夏期休暇期間を利用した「夏休み体験事業」、その保護者を対象とした「給食試食会」「事業所見学会」も随時実施した。 各事業所において、随時現場実習の受け入れを行った。
	売上および工賃支給額の向上への取り組み（就労）	就労継続支援（A型）では、東京都最低賃金額以上の賃金支給を行った。就労継続支援（B型）

		<p>ではワークステージりぷるや各食品事業において、東京都最低賃金額 1/3 相当の工賃支給（平均）を行った。</p> <p>この実現に向けて、受注作業・食品作業それぞれで「同業種連携会議」を定期的を開催し、大口案件に対応し得る体制を整備した。</p>
地域からの信頼と期待の向上	武蔵野市地域自立支援協議会等への役員等の派遣（部門）	<p>地域自立支援協議会親会に 2 名を、5 部会（障害当事者、相談支援、はたらく、くらす、権利擁護）に 12 名の職員を派遣した。</p>
	福祉避難所機能および BCP の再確認（部門）	<p>平成 27 年度から 28 年度に福祉避難所の開設運営を中心に、「社会福祉法人武蔵野 障害部門事業継続計画」として BCP マニュアルをまとめた。平成 28 年度 29 年度には大野田地域防災の会などと連携して防災訓練を実施し、地域の防災組織との連携も深めた。</p>
	あったかまつりの運営と地域交流などの拡充（部門）	<p>第 17 回むさしのあったかまつりを関係団体・個人により組織した実行委員会と協力して実施した。当法人に事務局を置き、担当職員は後方支援の業務を担った。</p> <p>また、障害者支援施設の建設運営を機に北町 5 丁目町会ともつながりを持つようになった。</p>
	地域障害者福祉団体活動への協力と協働（部門）	<p>共生社会の実現に向け武蔵野市民社会福祉協議会が市から委託を受け実施している「心のバリアフリー啓発事業」に総論、身体障害（視覚）、知的障害などの各講座に講師の派遣等を行った。また、大野田福祉の会、吉祥寺東部福祉の会、四小福祉の会、千川地区社協などの地域福祉団体には、それぞれのフェスティバルや福祉祭り、防災訓練などの実行委員会に参画し協働して実施した。また四小福祉の会や千川地区社協については、それぞれの居場所事業に講師の派遣などの協力も行った。</p>

障害者福祉や児童福祉事業の開発と地域事業連携	障害者支援施設の開設への研究（部門）	先進的な事業を行っている施設事業者を講師に障害者福祉課にも参加いただき学習会を行った。また、多くの施設の見学や運営実態調査を行った。福祉機器展や福祉機器事業者との調査研究も行った。
	グループホーム（小規模、サテライト含む）の拡充（居住）	計画前期末の3月にグループホームくすの木を開設した。拡充に向けて賃貸物件を探したが、開設には至らなかった。
	生活介護施設の新設による定員増と機能再編（生介）	平成31年（2019年）開設の障害者支援施設において50名の定員増を行う。開設に伴い他の生活介護事業も併せて機能強化等見直しを行う。
	児童施設（日中一時・放課後等デイ）の新設（児童）	身体障害者用放課後デイサービスについて企画の立案、場所の選定等準備を進めたが実現に至らなかった。引き続き検討する。
	居宅系事業の地域連携及び新規事業の検討（居住）	ご利用者の地域自立生活を継続できるように支援するために、訪問介護事業所、訪問看護ステーション、訪問診療の医師など多数の事業所との連携を行った。居宅系の事業検討には至らなかった。
	あいる事業への更なる協力と強化（就労）	就労支援経験の深い職員を派遣し、移行支援事業いんくるとの連携により、企業就労を成しえる上で必要な支援を必要な人に提供する体制を整えた。 あいるセンター長プロポーザルへも積極的に参加した。結果的に当法人のプロポーザル案は採用に至らなかったが、その後提案の一部採用され、あいるの支援サービスの向上に寄与した。
質の向上 支援システムの拡充と支援品	実践発表会の実施（法人再掲）	地域の関係者をより多く集客するために、平成27年度より武蔵野公会堂にて実施した。また、平成28年度からは、他事業所の実践を学習するためにゲスト発表形式を導入し「ワーカーズどんぐり」が、平成29年度は「武蔵野市民社会福祉協議会」ゲストが発表を行った。
	領域毎の支援基礎マニュアル作成（部門）	居住支援領域の支援マニュアル作成や生活介護での共有個別支援計画作成、相談支援従事者

	<p>連絡会や就労支援の事例研究や相互学習により支援の標準化が進んだ。</p>
<p>相談支援技術技能開発室の発足と研究推進（相談）</p>	<p>相談支援技術技能研究室準備室活動を始動。</p> <p>①研究室を運営する法人内の相談支援領域「コア会議」を展開。相談支援に従事する評価シートの作成をすすめた。②研究室・研究員の総体である「相談支援従事者連絡会」を開催。今回は相談支援における記録の取り方のワークに取り組んだ。</p>
<p>地域生活支援技術研究会の発足と研究推進（居住）</p>	<p>平成 27 年度に支援実績を蓄積して支援マニュアルを作成した。平成 28 年度身体障害者グループホームの運営継続に向けた研究報告書を作成した（身体障害者グループホーム連絡会）。平成 29 年度に毎月ユニットごとに実践報告書を作成し共有した。</p>
<p>地域生活支援拠点の面的整備への検討（居住）</p>	<p>なごみの家にける緊急対応。きたまちハウスでのチャレンジ自立体験。長期や短期の多くの面談の機会での相談支援。職員の研修の実施。多数の地域関連事業所との連携等、実質的な地域生活支援機能を果たしている。</p> <p>更に武蔵野市との協議の上、予定されている障害者支援施設に地域生活支援拠点機能を検討している。</p>
<p>就労領域連絡会の発足と研究推進（就労）</p>	<p>平成 28 年度より、就労部門の施設横断的な組織としてサービス検討委員会が立ち上がり、ライフステージに合ったサービス利用の実現と、働くことを必要とするすべての利用希望者の受け入れのために協議を進め、ケース共有等を図ってきた。来期は各施設の機能分化を計画する。</p> <p>平成 28 年度には、人材確保のための就労領域専門職の雇用制度の在り方について検討し、施設長会議にて提案を行った。</p> <p>平成 28 年度から 29 年度には、就労分野の人材教育として、就労領域専門研修の必要性を確認するとともに、専門研修のその体系化と 3 つ</p>

		の専門研修の試行した。
	協同受注、共同作業など就労協調の強化 (就労)	食品事業、受注作業、それぞれの部門で定期的な会議で相互にコミュニケーションを図ることで視点を共有してきた。また、それぞれの事業でイベントを共同で実施や共同作業を行った。
	生活介護支援研究会の発足と研究推進 (生介)	総合センターにある生活介護3事業所(大地・ふれあい・山びこ)は、支援・サービス力の強化と支援枠組みの共通化を目的として、3事業所共通の個別支援計画書を作成・運用した。 実践の相互理解への取り組みとして、合同研修会・グループワークを開催した。また、事業所間で交換研修を行った。 ご利用者へのサービス向上の取り組みとして、プログラムの相互利用を推進した。
情報発信、 政策提言、 地域協働、 地域貢献活動の 推進	ホームページ、ふれっそ、武蔵野日記等 での広報活動	外部向け広報誌ふれっその毎年の改善により認知力も高まりつつある。武蔵野日記はメール配信によりカラー化と拡張性が生まれた。求人や広報活動の強化のため、フェイスブックの運用を始めた。カラー化やウェブの活用の為、担当職員のための写真技術の向上研修を行った。
	自立支援協議会や広報媒体などでの提 案提言活動(部門)	武蔵野市地域自立支援協議会を通して武蔵野市障害者計画策定に関与した。東社協の活動などを通し都政への提言などを行った。
	各施設報等の発行(部門)	施設内の利用者家族向けや地域の市民を含めた広報誌を、全ての施設で発行している。
	東社協の進める地域貢献活動への協力 と協働(法人再掲)	東社協を中心に取組まれている東京都地域公益活動推進協議会に加盟した。地域においても、社会福祉法人の連携を呼びかけるために公開研修会を行った。

業務標準化の最適化、内部統制と経営健全化

<p>障害者支援部門連絡会による内部統制と情報交換（部門）</p>	<p>主任係長が参加する障害者支援部門連絡会の企画運営を係長級職員全員で担当し奇数月に定期開催した。</p> <p>各事業所の運営・収支状況の発信および情報共有の定例報告の他、部門全体の情報共有（プロジェクトや委員会担当からの近況報告）、指導職層としての知見を深めるための学習会（地域連携や人材育成、マネジメント）を基本構成として進めた。</p>
<p>障害者支援部門人権擁護委員会の発足と定例活動</p>	<p>平成 27 年度に人権擁護委員会を設置（3 名）して虐待防止について法人として組織的取り組みについて検討し報告書として提案。それを受けて 28 年度に人権擁護・虐待防止委員会を設置。第三者委員会を含む障害者支援部門の人権擁護虐待防止についての組織体制を整えた。</p> <p>平成 27 年度から虐待防止チェックリストを開始した。</p>
<p>利用者支援や送迎の効果・効率性の向上</p>	<p>利用者ニーズに鑑み、必要に応じた送迎サービスを実施。事業所の枠組みを超えて、効率よく車両を運行できるよう事業所間で調整を行った。安全かつ安定した運行に努め、無駄を極力排したルートで定時運航を行った。</p> <p>障害者支援施設の運営や今後の生活介護事業の運営強化等を睨み、送迎バスの運行や専門業者への委託等の研究を行った。</p>
<p>障害者雇用の推進（法人再掲）</p>	<p>障害のある人もその能力を最大に発揮できるよう、またひとり一人が適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、法定雇用率を越える障害のある人の雇用を推し進めてきた。</p>
<p>P マークの取得（法人再掲）</p>	<p>就労支援事業が行う作業等の受注への環境整備の一環で P マークの取得の情報収集を行った。取得手続きは法人全事業での取り組みと手続きが膨大となるために取得実施に向けての具体的な検討には至らなかった。</p>

人材の確保と育成	職員資格取得（個人・業務）計画の策定と取得の推進（部門）	相談支援に従事する職員の適性を評価シートとしてまとめ、人材の育成に活用できるよう作成した。就労支援領域でも共通に資格取得を働きかけた。
	障害者支援公開講座等による福祉人材登録など（居住）	公開講座の開催には至らなかったが、近隣の大学に求人票を掲示するなど人材獲得活動を行った。法人としては、障害者支援施設開設を目途に人材獲得PTを発足させた。
	介護職による喀痰吸引資格取得（生介・居住）	デイセンターふれあいにおいて、医療的ケアが必要なご利用者のケアの充実のために、支援に携わる職員2名がH29年度喀痰吸引第3号研修を受講した。
従事者満足度の向上	環境改善（法人再掲）	職員が健康維持に努められるよう、環境改善アンケートなどを実施し、規程を整備し、快適な職場環境作りを行った。
	資格取得への助成（法人再掲）	社会福祉士等の資格取得に向けて、費用の助成はもとより、合格へのサポート体制を整備した。
	指導、管理職による職員面談の実施と指数化（部門）	職員面談実施要綱に基づき、職場内における意見交換、業務改善提案等を積極的に行った。

## 6 障害者支援部門中期基本計画

誰でもが地域で豊かな生活を主体的に営むことが出来ることを目標に、障害者支援部門では、障害等のある方に総合的な地域自立生活支援事業を提供します。

ご利用者が最も長い時間過ごす居住支援や日中の社会活動を担う通所支援、児童福祉法による児童発達支援は、ご利用者にとっては生活基盤のひとつであり、経営にとっては事業や組織の拠点です。しかし、これらの支援拠点だけでは、ご利用者の地域生活を持続できません。その他の多様な地域自立生活に関わる支援事業も併せて必要であり、地域自立生活支援を総合的に事業拡充していきます。

これらの複数の地域自立生活支援サービスをシームレスにご利用いただくためには、相談支援事業を中心に各事業間の連携が大切です。このために、各拠点事業はのりしろを広げ、法人内の関連事業や専門職との連携や他の事業者、市民とのつながり深めます。そして、職員一人ひとりが支援の要となり、より良いサービスを提供します。

### (1) 居住支援事業

第一種社会福祉施設である（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設開設後には、グループホームや短期等を含み89名分の生活基盤が整います。また、この障害者支援施設には、武蔵野市

障害者計画で地域生活支援拠点の機能も期待されています。これらの生活拠点が、ご利用者一人ひとりの地域生活の持続に貢献し、また成長のステップとして機能するように事業を拡充します。

#### ①障害者支援施設の整備

地域自立生活支援の中核的支援拠点として平成31年3月をめどに（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設を開設します。

この施設では、ご家族による介護が困難になった方のほか、高度な支援や手厚い支援を必要とする障害のある方が、安心して地域生活ができるような支援体制を構築します。また、入所した方が将来グループホームや単身生活ができるような支援も視野に入れ、障害者支援施設とグループホームの連携も図ります。その為健康管理（高齢化対応含む）や財産管理、権利擁護（虐待防止含む）などの自立生活支援を行います。また、意思決定支援、生涯発達支援、地域をフィールドにした活動などの視点に立ち支援を展開します。さらに、地域自立生活支援拠点として機能発揮するために短期入所や体験入居や相談支援、居宅支援などを行います。

#### ②グループホーム事業

障害者の地域自立生活を生活面で担う生活拠点事業としてグループホーム機能を充実させていきます。そのために生活しているご利用者ご本人の意思が尊重され健康に生活できる居住の場の質の向上、またご利用者が地域のコミュニティで生活できる環境を拓きます。

支援の質の充実のために他業種、他職種との連携を広め地域生活支援機能の強化を図ります。特に高齢化や重度化に対応するために介護保険業者や医療関係事業所と連携を強化します。

グループホームの実践や実績を障害者支援施設と共有し、協力して地域の支援力の強化を図ります。また、多様な暮らしを支える取り組みを広めます。障害者支援施設からの地域移行、単身生活を目指す方の支援、新たな自立生活援助等のグループホームの制度の研究や活用に取り組みます。

#### (2) 日中活動支援事業

ご利用者が、つながり豊かに社会参加するために日中活動のサービス機能の充実が欠かせません。就労支援事業としてワークセンターけやき（就労継続A型・B型）、武蔵野福祉作業所（生活介護、就労継続B）、ワークステージりぷる（就労継続B型）、ジョブアシストいんくる（就労移行支援）が事業拠点を活性化するとともに、事業間連携による機能分化や連携強化をすすめます。

また、生活介護事業においてもワークセンター大地・デイセンター山びこ・デイセンターふれあい（生活介護）、すばる（生活介護、自立訓練身体、市単独事業）を事業拠点としてサービス機能の充実を目指します。

#### ①就労支援事業

a 企業への就職支援の充実（ジョブアシストいんくる）

就職支援事業を推進し、毎年一定数の企業就労を実現していきます。就労アセスメント機能を充実させ、ご利用者の企業就労に活用していきます。就労定着支援の事業開始を検討します。

b 就労収益事業の基盤強化と人材育成（ワークセンターけやき、ワークステージりぷる、武蔵野福祉作業所）

業種別連絡会を継続し、受注および生産事業の収益性向上を図り、利用者工賃支給額の向上を目指します。作業支援に特化した研修体系を充実させ、専門技術向上を目指します。

c 一人ひとりに合った「働き方」への対応（就労支援領域全体）

各事業の機能整理と再編を行い、ご利用者の「働く」段階に対応した環境を整備します。また、職員の就労相談援助技術の向上と事業所連携の強化を図り、事業所間異動も含めた横断的なサービス提供を実現していきます。特別支援学校卒業後のモデルキャリアパスを整備します。

②就労支援領域と生活介護領域の連携強化

a 一体性の向上とステップアッププログラム

働くことを必要とする全ての利用者に就労の機会が提供できるよう領域の枠を超えたアセスメントの場を設け、ライフステージや成長に合わせた適切なサービス利用を積極的に検討し実現します。

生活介護サービスを利用しながら、就労支援事業所で作業体験ができる仕組みを強化し、就労意欲の向上や自立に向けての準備を支援します。

③生活介護支援

a 障害者総合センター内の生活介護事業の機能強化（ワークセンター大地、デイセンター山びこ、デイセンターふれあい）

既存の事業編成に拘らない支援の実践と事業の枠組みを作ります。また、新規生活介護事業所の開設とも連動し、効率的な運営を目指します。

b 社会参加活動としてのプログラムの充実

既存プログラム内容の見直しや事業所間の横断的プログラム参加交流の推進、社会生活力を高めるプログラムの試行、活動グループの再編成等を行います。また、障害者支援施設の開設に合わせ、人も物も動く流動的かつ効率のよい運営も行います。

c 職員の専門性向上

これまでの障害特性に応じた支援、意思決定支援、生きがい就労支援、表現活動支援等の専門性を高めるための各種研修を継続します。

また、地域自立生活を総合的かつきめ細やかに支援を提供していくことを目指し居住支援、相談支援との協働体制を整えていきます。

#### d 高齢化への対応

利用者の高齢化に伴い、健康面や活動内容等に配慮の必要な方が増えている現状があります。活動プログラムや所属グループの変更、医療との連携や通院同行等の頻度増への対応を行うとともに、関係する他のサービスとの密な連携を図ります。

#### e 重度化への対応(医療的ケア、行動障害)

障害の状況や程度は様々でも利用を希望し支援を必要とする方たちに関しては可能な限りの対応をします。また、特に手厚く個別的な配慮を必要とする方(重症心身障害、強度行動障害、精神障害、中途障害の方たち)への関りについては、より高い専門性と支援スキルの習得を目指し、実践力を養います。

### (3) 児童発達支援

すべてのこどもが自分らしく生きることのできる社会、家庭状況に合わせた多様な子育てのできる社会の実現を目指します。

#### ①児童発達支援センター化の検討

ハビット・ウィズの児童発達支援センター化について武蔵野市と協議して検討します。

#### ②降園後と放課後の余暇時間の支援の充実

ウィズの延長保育や肢体不自由児の放課後活動について、市内の動向を踏まえて実施の検討をします。特に放課後活動については民間のサービスがない重度重複障害児や医療的ケアを必要とする児童への対策を図ります。

#### ③こども館の支援体制と人材育成の体制の充実

ハビットの療育相談・計画相談・親子通園等の支援体制とサービスの更なる充実を図り、ウィズの支援の質の向上とサービス拡充を図ります。そのためにも、法人児童発達領域(ハビット、ウィズ)としての職員人材育成体制の充実を図ります。

#### ④地域連携と地域支援の発展

市内幼稚園、保育園、特別支援教育等への相談、研修等の支援の拡充等により、地域関係機関との連携を発展させます。また、大規模災害時の福祉避難所としての機能と条件整備を検討します。あそぼうデー、地域団体との連携等、地域支援事業を継続、発展させます。こども館内の連携体制の強化を図り館全体としての効果的運営を図ります。

#### ⑤おもちゃのぐるりんのサービス向上と連携

だれもが楽しめて子どもの発達や親子のコミュニケーション向上に役立つおもちゃの充実を図ります。おもちゃとの関わりや子育て支援についての相談など職員の支援力の向上を図ります。また、こども館内部での連携体制をさらに充実させます。

### (4) 相談支援

本人が自らの生活をイメージし、こういう生活をしたいという意向を支えるのが、生活支援。地域で自分らしい自立生活を支えるためには、フォーマル、インフォーマル双方の多様な選択肢が必要。多彩なサービスの円滑な利用を進め、地域生活を総合的に支える地域自立

生活支援を中核的に担う相談支援の展開を目指します。

#### ①方針

サービス等利用計画の策定を行う計画相談は、武蔵野市基幹相談支援センターの指導的取り組みと、市内外の相談支援事業所の頑張りによって、100%近い作成状況がみえてきました。それにより今後は、個別のケースワークだけでなく、地域課題の解決に向かうコミュニティワークが、相談支援の役割の中で大きな比重を占めることとなります。

平成30年度の法改正に向けても、障害当事者の自立支援と共生社会に向けた役割を相談支援が核となって担うことが期待され始めています。国からの正式な制度改正の提示はもう少し先になると思われませんが、「1. チームアプローチ、2. コミュニティワーク、3. スーパービジョン」のポイントを核としながら、当法人の相談支援を担当する部署も一丸となって、市民の生活向上に寄与します。

#### ②計画の方向性

- a 信頼関係を基盤とした障害当事者、家族それぞれの自立生活支援をチームで当たれる体制を構築します。
- b 共生社会の実現のため、インフォーマルを含めた社会資源の活用と開発を推進し、地域の支援者や住民を巻き込んだコミュニティワークを進めます。
- c ソーシャルワークの担い手として、相談支援スキルを身に付け、地域を基盤として活動できる人材の育成を目指すスーパービジョンの展開をはかります。

#### ③実施計画

- a チームアプローチ…連携強化をはかりチームで支援を行う体制づくり  
幹事会（コア会議）、担当者会議、全体会の3部構成とした、相談支援担当者会議を開催します。個別事例検討を盛り込み、支援の目標を明確にしながらチームで課題の解決に当たれる体制づくりをはかります。
- b コミュニティワーク…ケースワークから導き出された地域課題に当る  
蓄積した相談支援技能を、実践展開する班と更に深め、研究班とで構成する相談支援技能開発研究室を設けます。個別のケース事例から集約された地域づくりのための事例検討も行います。
- c スーパービジョン…個人のスキルアップだけにとどまらない人材育成をはかる相談支援に当たる職員の相談支援技能研修を行います。係長級や主任職員を対象とした相談支援指導職員研修、相談支援に当たる全職員を対象とした相談支援従事職員研修、相談支援に当たっている職員に限定しない一般支援職員を対象とした相談支援テーマの一般支援職員相談支援研修をそれぞれに企画開催します。人材を育成し、困難事例の検討に向かえるスキルの獲得を目指し、職員相互に助け合い、高め合う仕組みづくりをめざします。

#### (5) 地域自立生活支援

現在は、拠点となる事業に付帯的に多様な地域自立生活支援を行っています。各支援事業は小規模ではあるが、障害のある方が地域で生活するためには欠くことのできない役割を果たしています。今計画では、拠点事業と分け地域自立生活支援として取りまとめました。

#### ①短期入所

##### a 短期入所（法内事業）

（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設において、障害者総合支援法による短期入所を新たに2床設けます。利用対象は主に18歳以上の知的障害者（重症心身障害含む）とし、利用期間は1泊～3か月以内とします。

##### b なごみの家（武蔵野市補助事業）

障害者福祉センター隣地で実施している「ショートステイハウスなごみの家」を（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設開設に合わせて移設し、職員体制の安定化に伴い機能の強化を検討します。

#### ②宿泊等体験事業

##### a 入所体験

（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設において、6か月間の体験利用を開始します。ある程度まとまった期間を家庭以外の環境で生活することにより、本人にとっても家族にとっても将来の生活の具体的なイメージづくり並びにトレーニングの機会にします。

##### b チャレンジ自立生活

きたまちハウスにおいて、単身生活やグループホームでの生活を目指す方を対象に、1か月から3か月の体験利用を実施します。日常生活技能や社会生活技能の取得についても支援します。

#### ③障害者センター事業

障害者福祉センターでは地域に生活している障害者を対象とした各種講習会を企画運営し、社会参加の機会を提供している。身体障害者福祉法に基づくB型センターという性格上これまで対象は身体障害者が中心となっていたが、障害者総合支援法の趣旨に基づき、知的、精神、発達なども含め対象を広く捉え、多くの障害者が利用しやすいようそのメニュー等も検討します。また、施設の貸出等を通して各種障害者団体やボラティア団体等の活動の拠点として、より自立的で豊かな地域生活ができるよう支援します。

#### ④あいる事業

武蔵野市就労支援センターあいるは、障害者の企業就労を支えるべく、市内3法人が協力して運営しています。今後も就職後の定着支援を始めとして様々な支援を展開していくこととなります。当法人も他の就労系事業との連携を図るとともに、人的な配置を通してその一翼を担ってまいります。

#### ⑤生活困窮者・被保護者就労準備支援事業の推進

「生活困窮者就労準備支援」を武蔵野市から受託し、武蔵野市生活福祉課および福祉公

社と連携し、障害の有無にかかわらず、働くことにいろいろな意味での困難さを抱えつつ、就労を目指す方々に必要な支援を提供していきます。

具体的には、就労意欲喚起につながるプログラムの開発と、就労・生活等、複雑化する相談に対応できる人材の育成を図り、就労への意欲向上につながるような取組みを進めます。

また、法人内において就労訓練事業（中間的就労の取組み）を就労に向けたステップとして設定し、企業での雇用につなげていきます

#### ⑥地域生活支援拠点の事業

緊急的な短期入所利用や体験等の地域生活支援拠点整備事業を武蔵野市と協議のもと進めます。グループホームネットワーク事業は、東京都の包括補助事業を利用し市内のグループホーム事業所との連絡会や合同研修会等を実施などについて検討します。ご利用者・ご家族向けにグループホームの見学会等の地域移行に向けた取組みを検討します。

#### ⑦居宅支援への取組み

（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設において、試行的に居宅支援を取り組みます。まず障害者支援施設の通所支援ご利用者の帰宅後や休日等の生活を支援します。

#### ⑧イブニングサービス（拠点移動の日中一時）

近年、共働きの増加など、諸々の社会情勢の変化を背景として学齢期の放課後デイサービスの利用が急増しています。そして、卒業後には学齢期に比べて、通所後自宅で過ごす時間が長くなることから、家族のレスパイトや保護者の就労支援としての取組みが求められています。

また、武蔵野市の障害者計画・第5期障害福祉計画において、学校を卒業した障害のある人が通所後や週末の余暇を過ごす場所が不足していることが課題として挙げられています。特に移動支援や日中一時支援等を利用しにくい重度の障害のある方にとっては、学校を卒業したのちの夕方の時間帯の支援サービスの必要性に差し迫ったものがあります。

こうした差し迫ったニーズに対応することと併せ、通所後・週末の余暇支援の在り方について広く検討する機会を設け、法人の支援サービスとしてその事業化にむけて検討と準備を行っていきます。

#### ⑨就労定着支援

在職者が企業で長く安定して働くことができるよう、就労に伴う生活面の課題に対して、企業や家族も含めた支援を一定期間行う就労定着支援の開始を検討していきます。

対象となる方は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方で、具体的な支援としては、面談による課題把握、企業や自宅等への訪問、生活課題についての必要な助言等になります。

これまでのジョブアシストいんくるにおける就職後の定着支援の実績やノウハウをもとに、当該事業所での事業開始について検討を進めていきます。

## (6) 社会福祉法人（社会福祉事業）の責任と地域社会への参加と貢献

社会福祉法人の責務として、社会福祉事業の責任を果たし、地域社会への貢献に努めます。地域貢献による福祉コミュニティづくりを目指すことで、地域住民の生活課題の解決に取り組み、市民生活の向上に寄与していきたいと考えています。

ご利用者への安心安全なサービス提供を基本としながら、更に職員への権利擁護意識の啓発や大規模災害時対応や事業継続計画など準備を行います。

また、地域共生社会への一歩として、地域社会への参加と貢献を進めます。年間を通して多くの法人職員が、障害者が住みやすい地域づくりにつながる他団体が行う事業に協力してきました。今後は、「つながり」から連携に、ばらばらのつながりを密接なつながりに、次の次元を意識して進めていきます。

### ①人権擁護虐待防止活動

私たちは、利用者の人権を擁護し本人の意思を最大限尊重した支援を行ないます。支援員一人ひとりが日々研鑽し組織として支援の専門性と倫理性を高めて人権擁護支援と虐待の防止に努めます。また、地域で暮らす障害児者の人権擁護と虐待防止推進に向けて貢献します。

人権擁護虐待防止委員会において第三者委員の協力の元、チェックリストの改正や職員研修の拡充等、人権擁護虐待防止活動に向けた対策を充実させます。

人権擁護に関して武蔵野市障害者虐待防止センターや地域自立支援協議会（権利擁護部会）、NPO 法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネットへ協力します。

### ②大規模災害対応と事業継続計画

#### a 事業継続計画（以下BCP）の体系的整備

震災などの大規模災害に備え、事前の準備や減災対策を推進し、事業の継続や迅速な復旧を図るために、BCPの整備を行います。各施設単位でのBCPを策定し、市内の拠点ごとの連携を図ります。最終的には高齢・障害・児童を合わせた法人全体としてBCPを整備します。

#### b 福祉避難所の開設準備と運営

災害時の避難生活においては、障害のある人への特別な配慮が必要です。そのため、避難生活においても専門スタッフなどにより障害のある人のニーズに応じたケアが提供できるよう、武蔵野市との協定により、福祉避難所の開設準備を行います。また、現在市内2カ所ある障害者対応福祉避難所の分担と連携を検討し、今後の新たな障害者対応福祉避難所の設置に向けての検討も進めていきます。

#### c 地域防災の会との連携

拠点ごとに、地域防災の会と防災訓練や避難所の開設訓練等を通して連携を強化し、地域社会での障害者など災害弱者の存在と援護の必要性の認知度を高め、主体的に取り組む法人と地域住民との相互理解を深めます。

### ③武蔵野市地域自立支援協議会への協力

親会と部会への役員や委員を派遣し地域自立支援協議会の事業に協力します。

### ④障害者雇用や中間的就労

地域の福祉を担う社会福祉法人として、障害者法定雇用率の達成など法令順守を徹底します。それにとどまらず、生活困窮者など就労の機会の必要な方に向けて、認定就労訓練事業等（中間的就労）に積極的に取り組み、自立に向けてのステップを広く提供できるように検討します。

### ⑤地域事業者団体等への協力

法人や事業所、個人として地域の関連事業等へ多くの協力が求められています。可能な協力を行っているところですが、今後は協力事業の効率化や創発性向上のため法人内情報交流を高めます。

平成 28 年度には、地域福祉活動推進協議会（地域社協）のうち大野田福祉の会や千川地域社協、桜野地域社協へ役員等を派遣し事業に協力しています。また、武蔵野健康づくり事業団実施講習会の協働実施、大野田小学校 4 年生総合学習の時間での出張授業と見学作業体験、成蹊大学との福学連携「吉祥寺プロジェクト」等に協力しました。広域な活動として東社協的発達障害部会、東社協グループホームネットワーク委員会、身体障害者グループホーム連絡会の役員派遣や活動協力、研修協力を行いました。東京都等が行う資格等取得等研修の運営協力や講師等を派遣しました。更に J I C A（国際協力機構）や日本障害者リハビリテーション協議会等が行う海外障害者リーダー研修の受入れや、社会福祉士資格取得の実習受け入れ等を行いました。

四半世紀の実践の積み重ねから、関係が広がり相互に学び合い、事業を豊かに進めています。今後も必要な連携協働、協力をすすめます。

### ⑥地域交流事業の推進

障害者福祉関係者のつどいの場所としてのあったかまつり、障害者総合センターの交流スペース貸し出しを利用した団体会議や障害者余暇活動、休日にもものづくり工房 hicobae 使った障害者芸術活動など今後も進めます。また、建設予定の（仮称）吉祥寺北町障害者支援施設の多目的室を利用した町内会の活動など、新たな交流事業も検討します。

### 第3章 高齢者支援部門における計画

#### 1 2025年(7年先)を見据えた上でのミッション・ビジョン・バリューの継続と、ビジョンの実施状況

前回、高齢者支援部門の計画策定委員会で検討しました2025年を見据えた上での「ミッション・ビジョン・バリュー」については、今回の委員会ではその内容等を継続することになりました。なお、「ビジョン(私たちが考える将来あるべき姿)」について、この3年間(平成27年度～29年度)の実施状況の振り返りも行いました。

##### (1) 「ミッション・ビジョン・バリュー」の継続

<b>ミッション</b> (私たちの使命・存在意義…判断の源、判断に迷った時に立ち返るところ) <b>目の前の困っている人を支える。困っている人を支える人を地域に増やす。</b>
<b>ビジョン</b> (私たちが考える将来のあるべき姿) <b>誰もが安心して暮らせる、互いに支え合い、温かいつながりのある地域。</b>
<b>バリュー</b> (私たちの信念、共通する価値観…行動するために大切にしたい価値観、社会福祉法人の職員としてのアイデンティティ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマン(人間性)</li> <li>・チャレンジ(挑戦)</li> <li>・チームワーク(連携)</li> <li>・ワークライフバランス(仕事と生活の調和・働きやすい職場環境づくり)</li> </ul>

##### (2) 「ビジョン(誰もが安心して暮らせる、互いに支え合い、温かいつながりのある地域)」の平成27年度から29年度での実施状況…8つの柱とその内容

<b>「出会う」</b> ～人を惹きつける魅力ある施設～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域向け事業の確立(地域広場、ハンカチの木バザー)</li> <li>・オープンコンサート</li> <li>・ゆとりえキッチン</li> </ul>	<b>「共に生きる」</b> ～地域共生社会～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・クライアントの同居家族等(障害者等)への相談支援</li> <li>・障害者、困窮者の雇用進める</li> </ul>	<b>「交流する」</b> ～多世代交流～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接の学生寮生との交流</li> <li>・ゆとりえ親子広場、キッチン</li> <li>・オープンコンサート</li> <li>・保育園児との交流会</li> <li>・中高大生のボランティア活動</li> </ul>
<b>「支え合う」</b> ～地域貢献、地域公益事業～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧支援(ふるさとの会へ)</li> <li>・被災地支援(福島県南相馬市へ)</li> <li>・隣接する学生寮生と協働しての地域の雪かき</li> <li>・住民主体の事業を後方支援</li> </ul>	<b>ビジョン</b> <b>誰もが安心して暮らせる、互いに支え合い、温かいつながりのある地域。</b>	<b>「育む」</b> ～福祉教育、福祉人材～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生等の受け入れ育成</li> <li>・体験ボランティアの受け入れ</li> <li>・講座・講習会、懇談会の開催</li> <li>・中学生の職場体験受け入れ</li> </ul>
<b>「集う」</b> ～居場所・通いの場～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりえキッチン</li> <li>・小学生のけん玉教室</li> <li>・高齢者のコーラス練習</li> <li>・老人クラブの手芸活動、パッチワーク活動</li> <li>・施設ボランティア活動</li> </ul>	<b>「伝える」</b> ～福祉の発信～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社協、コミセンの広報紙への情報掲載</li> <li>・地域の文化祭への作品等展示</li> <li>・福祉講座開催</li> </ul>	<b>「参加する」</b> ～地域の活動に参加～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域事業・イベントへの参加</li> <li>・地域社協、地域防災等の運営委員会等に参加</li> <li>・地域の防災訓練参加</li> <li>・地域の桜祭り、夏祭り、秋祭りに参加。</li> </ul>

## 2 平成 27 年度～29 年度 高齢者支援部門・中期基本計画の実績と成果

### (1) 平成 27 年度～29 年度の中期基本計画の項目

- ①日常生活圏域における地域包括ケアシステムの構築
- ②地域との連携強化
- ③施設サービスにおける中重度者等への対応
- ④通所サービスの機能を高める
- ⑤経営の安定化
- ⑥人材確保・人材育成、働きやすい環境づくり
- ⑦その他

### (2) 実績・成果

個 別 事 業		実績・成果等
日常生活圏域における地域包括ケアシステムの構築(2つの圏域ごとに構築)	<p>①地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域ケア会議」を通して日常生活圏域での、地域の各種団体、社会資源等との新たな連携・協働関係を構築し、多様な課題を抱えた処遇困難なケースへの対応力を高めるためのケアマネジャー育成と、地域の福祉力を向上する。</li> <li>・「生活支援」の充実。高齢者のニーズと地域住民ボランティア等の地域資源とのマッチング、新たなニーズに対して生活支援事業(見守り、居場所づくり、近隣住民による支え合いなど)の開発。</li> <li>・介護保険法の改正及び新しい総合事業等の実施について、地域住民へ周知する。</li> </ul>	<p>個別支援中心から、地域支援や地域住民主体の活動支援が加わり、機能が大きく変化した。「生活支援コーディネーター」の取り組みや「地域ケア会議」を通じて「支え手」としての地域住民のつながりや、高齢者の社会性の回復に取り組んだ。</p>
	<p>②総合相談機能の充実。総合相談・実態把握から個別ニーズの把握・集約、地域ニーズの集積。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏域の小地域ごとのニーズ等把握。</li> <li>・ゆとりえ地区において、既存の活動団体を通して地域のニーズを把握する。</li> <li>・ケアハウス地区において、関前地域での総合相談機能を高める(例えば、武蔵野</li> </ul>	<p>個別相談から地域課題に気づく意識を高めた。また、様々な地域住民団体との地域課題への取り組みや聞き取り、住民アンケートの実施等によって、より具体的な地域ニーズを住民と共有できるようになった。</p>

	館、関前コミセンとの連携強化)。 ③在宅の中重度者や認知症高齢者への対応強化。在宅の限界点を更に高める。 ④在宅で増えていく看取り(自然死)への対応。	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「認知症見守り支援事業」の活用、「個別地域ケア会議」による地域住民の理解の促進を通じて、要介護高齢者だけでなく、ご家族を支える支援を行った。 相談対応において、在宅での看取りについての丁寧な説明と、医療・介護の適切な支援につなぐことで、本人と家族が安心できるよう心掛けた。ICTによる連携も効果的だった。
地域との連携強化	①新しい総合事業への移行により、要支援者(要支援1・2)における訪問介護と通所介護が予防給付から外されていくことへの対応。 ②生活支援サービス(日常の暮らしに関わる見守りや居場所づくり、ちょっとしたお手伝い、気軽な交流などの近隣住民による支えない・助け合い等)の充実について、地域住民参加型の生活支援サービスの創設。	身体的・精神的・社会的フレイルと自立支援に対するアセスメント力が一層求められるようになり、介護保険だけではない社会資源の活用や開発を進めた。 個別の生活支援を地域住民ボランティアが担い、また「いきいきサロン」の開設・運営支援によって住民同士のつながりが深まった。
施設サービスにおける中重度者等への対応	①特別養護老人ホームにおける対応。 ・看取りケアの質を高める。 ・利用者の経口摂取機能維持と口腔機能の向上。 ・重度の認知症者への支援力を高める(人材養成)。 ・介護手順の更なるシンプル化・標準化、福祉機器の導入。 ・緊急ショートステイ対応のための受入整備(静養室の活用も含めて)。	最期まで尊厳を失わずご本人が望む生活が送れるよう全専門職と家族等と連携し、看取りに取り組んだ。 言語聴覚士の導入により、統一した食事介助ができるようになり、誤嚥性肺炎での入院が減少した。 認知症の方が過ごしやすいように環境を整備し、集団生活の中で混乱しないように職員間で情報を共有し、声掛けや介助方法の統一を行った。

	<p>②ケアハウスにおける対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不安症・心気症・うつ傾向等による生活不安定な利用者への精神心理的な支援力向上。</li> <li>・要介護状態になっても生活を継続していくために、外部サービス利用の仕方の周知と、利用者同士の互助力の向上。</li> <li>・利用者及び保証人等に認知症への理解を深める。</li> <li>・生活相談機能について、地域で暮らす高齢者等へもアウトリーチできるようにソーシャルワーク機能を高める。</li> </ul>	<p>新しいクラブ活動等を複数種類開始し、また、入居者自主活動も始まり、入居者同士の交流が深まって不安感、孤独感の低下にもつながっている。</p> <p>学習会・講座等を継続して開催し、介護保険や福祉サービスの理解を深め、適切な利用へ結びつけている。</p> <p>相談員がコミュニティ食堂への参加を通して、地域の高齢者、住民等との関係を深めている。</p>
<p>通所サービスの機能を高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正・報酬改定に伴う提供体制見直しと、目標稼働率 90%以上。</li> <li>・生活行為向上につながる個別機能訓練の見直し。</li> <li>・生活援助・生活支援のサービス開発。</li> <li>・新しい総合サービスへの移行に伴う多様なサービスの開発と要支援 1・2 の利用者の受け入れ。</li> <li>・入浴提供定員の増枠。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の積極的な受け入れ(人材養成)。</li> </ul>	<p>3 年度間の平均稼働率はケアハウスデイが約 70%、ゆとりえデイが約 81%。入浴サービス、生活援助・生活支援サービスのニーズは高まっており、その対応を増やした。</p> <p>送迎時等に居宅内環境整備等を実施した。</p> <p>平成 27 年 10 月から武蔵野市の新総合事業へ要支援 1・2 の方が移行を始め、1 年後には要支援者はいなくなった。</p> <p>認知症高齢者の受け入れを積極的にいき、周辺症状への統一した対応の仕方として、職員研修を重ねた。</p>
<p>経営の安定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬改定による減収を少しでも抑えるための体制等見直し。</li> <li>・効率的なサービス提供体制と規制緩和等の促進。</li> <li>・特養ホーム稼働率 97%、デイサービス稼働率 90%以上。</li> </ul>	<p>介護報酬単価の減額改定、武蔵野市の補助金等逓減により、経営は支出超過となり、特養・デイともに職員配置の見直し等を行い支出圧縮に取り組んだ。稼働率は特養(ショート含む)がほぼ目的を達成しているが、デイでは厳しい状況にあり、体制見直しに取り組む。</p>

<p>人材確保・人材育成、働きやすい環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間性豊かで高いコミュニケーション力、ソーシャルワーク力を所持した人材養成。</li> <li>・住民と協働して地域住民力を高めていくコミュニティソーシャルワーカーの養成。</li> <li>・専門性を高めるだけではなく、社会人・職業人としても通用する人材の育成。スペシャリスト、エキスパートの専門職員層における育成の仕組みを構築。</li> <li>・介護職員等の処遇改善(賃金以外の福利厚生等の待遇改善含む)</li> <li>・ライフサイクルに合わせた多様な働き方を確立。</li> </ul>	<p>特養、デイともに介護職員・看護職員の退職後の補充が厳しくなり、人材派遣会社を使っても人材定着には至らず、少ない人員での事業継続に向けた業務等見直しに取り組んだ。新規採用した職員には、直接対人援助に関わる職員としての姿勢や態度、社会人・職業人としての基礎的能力が低調な者もあり、育成視点・内容ともに幅広さが求まれてきている。高齢者支援部門から、職員向けの仕事と育児の両立支援リーフレットや仕事と介護の両立支援リーフレットを作成した。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特養ホーム利用が必要な方に、すみやかに入所できる仕組みの構築。</li> <li>・大規模災害時にマニュアルを再整備。</li> </ul>	<p>大規模災害時マニュアル(B. C. P)の見直し更新を随時行い、その内容に準じた防災訓練に取り組んだ。</p>

### 3 社会情勢の変化や地域社会の変容等による課題と、その解決に向けた国等の取り組みについて

#### (1) 社会情勢の変化や地域社会の変容等と課題

##### ① 今後の高齢者状況と課題

- a 高齢者ケアのニーズの増大(急速な高齢化と後期高齢者の増加)
- b 65歳以上の単独世帯・老老世帯の増大
- c 認知症高齢者の増大(自宅での生活継続、認知症カフェ設置)
- d 在宅生活でのガン末期・終末期の医療とケアの連携増大
- e 自宅死の増大(自宅や医療機関以外での看取りへの対応増加)

##### ② 平成30年度からの3年間(32年度末)を見通した中での取り巻く環境の変化

- a 人材確保困難が深刻化し、福祉人材及び専門職不足に直面する。
- b 福祉人材の確保と「働き方改革」の同時的な動き。「働き方改革」に基づいた労働環境の変化(働きやすさ、多様な働き方等)がくる。
- c 新総合事業の対象者にみられるような、軽度者等への支援の仕方が大きく変わってくる。
- d 2025年を実感できる時期となり、さまざまな支え合い(特に、互助と言われる住民主体の見守り・助け合い(生活支援))活動への支援やその土壌づくりが問われて

くる。

- e 武蔵野市の当法人や当高齢者支援部門への援助の仕方が変わっていく。市の特養ホーム、デイサービスセンターの補助金等の減額と高齢者支援部門事業における財政逼迫。
- f 在宅介護・地域包括支援センターの委託料・人件費が上限設定される。
- g 武蔵野市との武蔵野市桜堤ケアハウス事業の基本協定の有効期間が31年度末で切れ、新たな内容による事業への取り組みとなる。
- h 当法人の高齢者支援部門で勤務するベテランの専門職の定年退職が続く。

## (2) 国や自治体での審議状況等から

平成28年度から29年度にかけて審議されてきた法律等で、意識しておかなくてはならないものは、次のとおり。

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
- ・平成30年度介護報酬改定に関する審議報告(介護報酬と)
- ・社会福祉法等の一部改正(社会福祉法人制度改革)
- ・改正社会福祉法(地域福祉の推進)
- ・未来投資戦略2017
- ・高齢者対策検討会
- ・地域力強化検討会—地域共生社会の実現 など

## 4 平成30年度からの介護保険法等の改正と武蔵野市の関連計画について

### (1) 介護保険法等の改正に関連して

#### ① 介護保険法の改正について

平成30年4月1日施行の改正介護保険法では、地域包括ケアシステムの深化・推進(保険者機能の強化、医療・介護の連携推進、地域共生社会の実現)と、介護保険制度の持続可能性(負担割合3割・介護納付金総報酬割合の導入)に主眼を置いた改正となっています。〈図1参照〉

当法人及び高齢者支援部門にとっては、地域共生社会の実現に向けても意識した計画を立てる必要があります。

#### ② 介護報酬改定に関して

厚労省・社会保障審議会介護給付費分科会では、平成30年度からの「介護報酬改定に関する審議報告」を平成30年1月17日に取りまとめました。介護報酬改定の基本的な視点は、次のとおりになっています。〈図2参照〉

- 地域包括ケアシステムの推進
- 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- 多様な人材の確保と生産性の向上
  - 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保
- 今回は診療報酬改定との同時(ダブル)改定でもあり、そのポイントは次のとおりです。
- 病床から施設へ(介護医療院の創設)
  - 外付け専門職の関与(リハビリ、歯科衛生士、管理栄養士など)
  - エビデンスに基づく基本支援の強化(排泄、栄養、褥瘡、リハビリ、口腔)

〈図1〉

### 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

**高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。**

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)**
  - 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
  - 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
  - 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
  - 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

  - 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
  - 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
  - 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)
- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)**
  - ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
    - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
  - ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)**
  - 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

  - 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
  - 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)**
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)**
  - 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

※ 平成30年4月1日施行。(II5は平成29年8月分の介護納付金から適用、II4は平成30年8月1日施行)

〈図2〉

### 平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

**団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。**

I 地域包括ケアシステムの推進	II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
<p>■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでも適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備</p> <p>【主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応</li> <li>○ 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進</li> <li>○ 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設</li> <li>○ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保</li> <li>○ 認知症の人への対応の強化</li> <li>○ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進</li> </ul>	<p>■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現</p> <p>【主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リハビリテーションに関する医師の関与の強化</li> <li>○ リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充</li> <li>○ 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進</li> <li>○ 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入</li> <li>○ 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設</li> <li>○ 身体的拘束等の適正化の推進</li> </ul>
III 多様な人材の確保と生産性の向上	IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保
<p>■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進</p> <p>【主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活援助の担い手の拡大</li> <li>○ 介護ロボットの活用の促進</li> <li>○ 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和</li> <li>○ ICTを活用したリハビリテーション会議への参加</li> <li>○ 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し</li> </ul>	<p>■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保</p> <p>【主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉用具貸与の価格の上限設定等</li> <li>○ 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等</li> <li>○ サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し</li> <li>○ 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等</li> <li>○ 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し</li> </ul>

### ③社会福祉法の改正に関して

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための平成30年4月施行の介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されます(平成30年4月施行)。

地域住民や福祉関係者が、本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しました。

当法人及び高齢者支援部門において意識しなくてはならない条文は、第4条と第5条、第106条の2になります。〈図3-1、3-2参照〉

〈図3-1〉

**〈参考〉改正社会福祉法**

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

〈図3-2〉

(地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十四年法律第四十一号)第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを営業者の事業

三 介護保険法第一百五條の四第五項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業

五 子ども子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九條第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができるとともに、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(2) 武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(答申案)から

武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(答申案)では、基本理念を「地域リハビリテーション」、基本目標を「誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる」、基本方針を「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」とし、重点的取組みは以下のとおりです。

- 重点1 いつまでもいきいきと健康に“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”
- 重点2 ひとり暮らしでも“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”
- 重点3 認知症になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”
- 重点4 中・重度の要介護状態になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”
- 重点5 自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携
- 重点6 高齢者を支える人材の確保・育成

当法人の高齢者支援部門として特に意識しなくてはならないところは、「重点2」となります。これから増えていく高齢の単身世帯・老老世帯に生じる身近な生活課題や、自ら相談に行く能力に欠ける、社会的孤立、世帯全体におよぶ複合化・複雑化したニーズなどについて、その解決に向けて対応していくことになります。

公的支援制度だけでは解決できないニーズ……、複合課題や制度の狭間への対応、身近な地域での役割を持った地域生活の確保、「支えて」「受け手」に二分・固定化されない地域における関係性構築などを、地域住民とともに取り組んでいくことが求められます。

## 5 社会福祉実践現場でますます求められるソーシャルワークの機能

高齢者福祉施設において、特別養護老人ホームでは、入居者や待機者などに一定の経済的負担能力はあるものの、家族等も含めての多問題を抱えそれが複雑化してきている感があります。また、軽費老人ホームでは保証人等の不在や身上監護等の役割を果たせない家族の増加などがみられています。施設現場はもちろん地域社会においても、ニーズの複合化・複

雑化への対応や、身近な人間関係における連携支援、意思決定の支援などと、ソーシャルワークの機能がますます必要になってきています。〈図4-1、4-2参照〉

高齢者福祉施設の職員の中からは、「ソーシャルワークを知ることで、自分のケアワーク(介護)の仕事の意味や意義が、今まで以上に見いだせる」、「自分たちの仕事をソーシャルワーク(社会福祉援助技術)として位置づけ、日々取り組んでいる介護技術がその援助技術(手法)の一つであると認識することで、仕事の専門性を意識できる」、「地域にある高齢者福祉施設として、地域生活課題の解決に向けて地域住民とともに取り組んでいくには、ソーシャルワークの機能を意識して取り組むことが必要である」などの意見も出ています。

さらに国の専門委員会等では、福祉人材確保専門委員会が求める介護福祉士像として、本人への直接的な支援に限らず、背景にある家族等のエンパワメント重視や地域の中での望む生活の支援などと社会的な支援の必要性をかかげ、また、「地域共生社会」を目指した「我が事、丸ごと」の地域づくりでは、ミクロからマクロまでの広範な含意がある包括的な支援を担えるソーシャルワークの視点をもった人材育成を求めています。

社会福祉(援助技術)…ソーシャルワークは、利用者の心身機能や生活を支えていくだけでなく、利用者和社会環境との関係、一人ひとりの社会的な生き方や精神的な生きがいを支える、つまりその人らしい幸福な生活を支えていくことです。ソーシャルワークの実践力を高めることが、特に高齢者福祉施設の職員には求められてきているということになります。

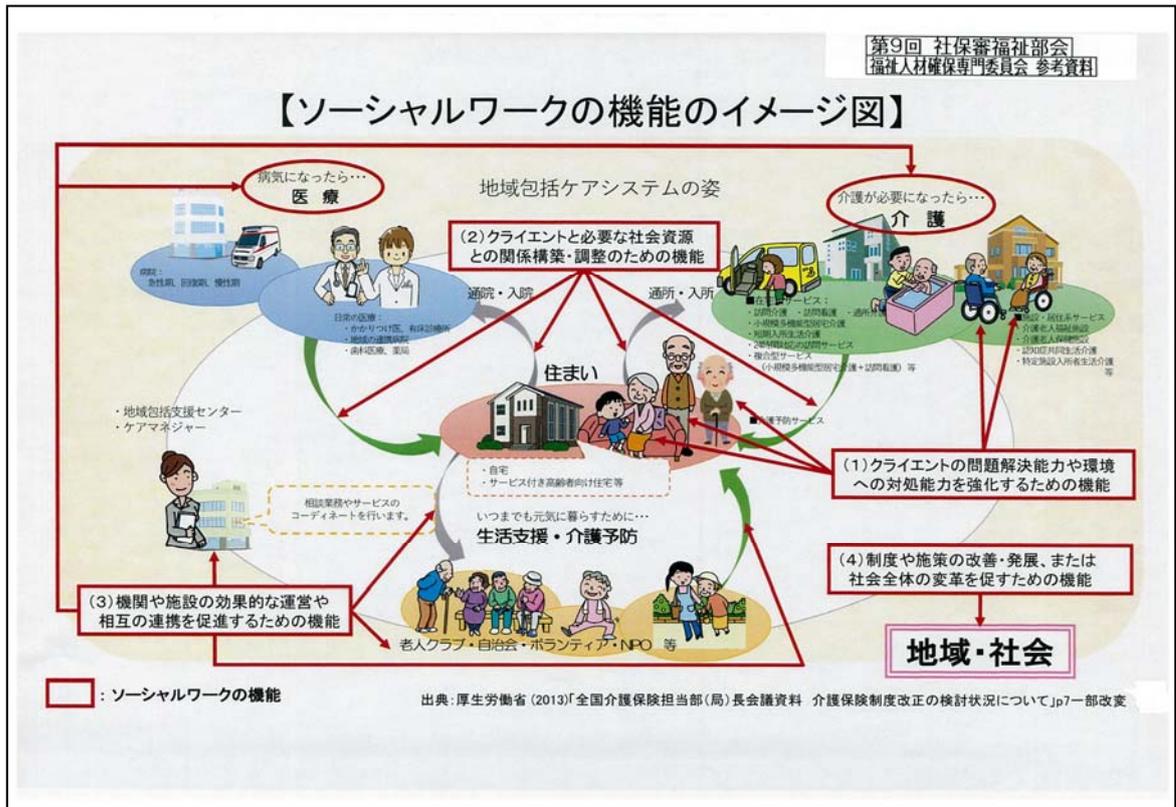
〈図4-1〉

第9回 社保審福祉部会  
福祉人材確保専門委員会 参考資料

## ソーシャルワークの機能

- (1) クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能
- (2) クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能
- (3) 機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能
- (4) 制度や施策の改善・発展、または社会全体の変革を促すための機能

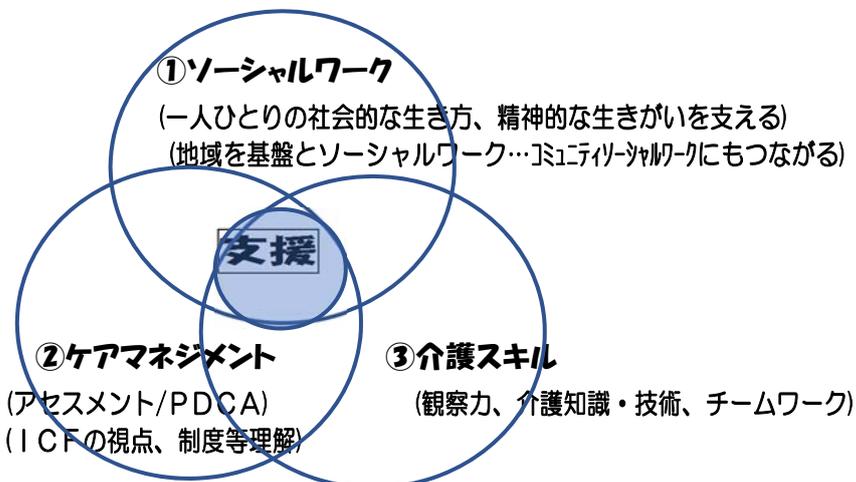
出典：空閑浩人(2015)「相談援助の視座と展開過程」日本社会福祉士会編『基礎研修テキスト上』p37-43



私たちは、日々、介護保険法(社会保険)に則って介護保険事業に取り組んでいます。例えば、ゆとりえ特養(介護老人福祉施設)では、下図の②③の支援技術を意識して取り組んでいます。入居されてくる方のニーズが多様化・複雑化する中で、心身機能を介護で支えるだけでなく、あらためて老人福祉法(社会福祉)に規定されている特別養護老人ホームとしての機能、①の「ソーシャルワーク」の機能を意識して支援技術を伸ばしていくことも必要になってきています。社会福祉法人が運営する他の事業所であっても、公的支援制度だけでは対応できないニーズに対して、ソーシャルワークの視点を持って取り組まなくてはなりません。

### 高齢者支援部門における社会福祉サービスの構成3要素

(介護保険サービスのみにとどまらない支援の視点)



## 6 平成30年度～32年度 高齢者支援部門・中期基本計画の内容

これまでの計画は、下図の一番下にある高齢者支援部門のミッション・ビジョン・バリューの考え方の上に各事業所の計画を策定してきましたが、今回の計画では、図の中間部分の施設本体がある地域(小地域圏域)を意識した事業展開について検討し、それぞれ施設総体として地域社会活動に取り組む、地域の拠点としての機能強化することも加えました。

この施設総体として取り組む地域(小地域圏域)とは、桜堤ケアハウスは桜堤1丁目(主としてURの集合住宅群)、ゆとりえは吉祥寺南町4丁目(主として施設のある界限)とし、当該地域の地域性や生活課題、ニーズ、社会資源等を把握し、本体施設及び併設事業からのアウトリーチ型サービスの開発、住民主体の地域づくり・支え合いづくりの支援、地域にある既存グループとの連携などに取り組むことを考えています。

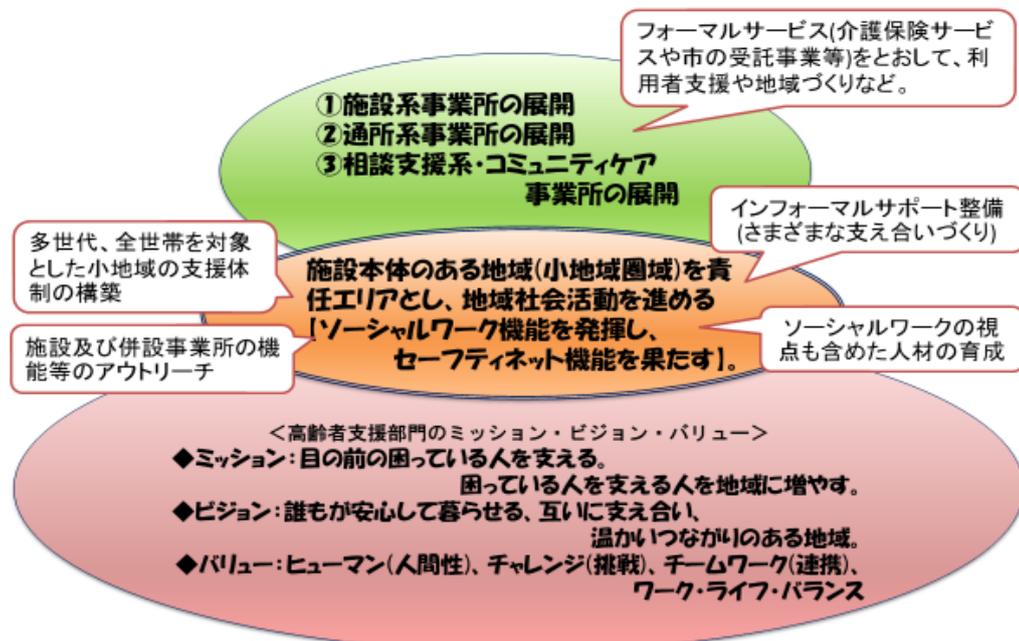
意識していく視点は下記のとおりになります。

- a. 生活困窮者に対する支援
- b. 制度の谷間にある者への支援(地域包括ケアや介護ネットワーク等から漏れている者)
- c. 複合的なニーズを持つ者への支援(障害者及びその高齢家族、他)
- d. 災害時における要援護者・介護者等の支援
- e. 全世代、全世帯を対象とした支援

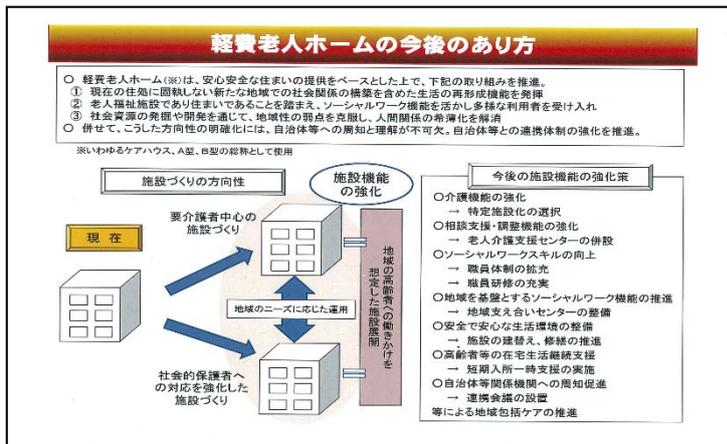
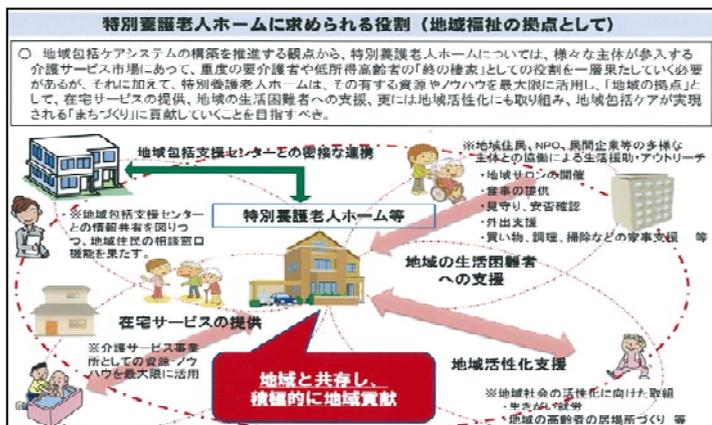
また、地域を意識した展開については、コミュニティに強いソーシャルワーカーの養成が求められ、改めて地域で暮らす人々とその生活を支えるソーシャルワーカーの役割と機能を学ぶ必要性があります。

さらに、働き方改革とユニバーサル就労支援にも取り組む必要があり、特養ホームにおける8時間夜勤への移行や、高齢者福祉施設での中間的就労への支援などが、これから検討に入っていくものとなります。

### 高齢者支援部門の計画策定の考え方



【参考：厚労省の専門委員会からの資料より】



## (1) 桜堤ケアハウス

### ① 桜堤ケアハウス施設総体——地元地域から頼られる施設を目指して

ケアハウス施設全体に求められる地域の方々からの声としては、日々、連絡が入る総合相談の迅速な対応や個別ケースへの安否確認等の緊急対応。また地域住民より「災害時に何かあったら駆けつけてほしい、災害情報を早めに情報提供してほしい」等の災害時における支援も期待されている。

私たちは桜堤ケアハウス施設全体を地域の方々にもっと知ってもらい、気軽に利用してもらうために、在宅介護・地域包括支援センターをはじめ、ケアハウス及びデイサービス、食事サービス職員とともに積極的に地域における各種行事や会合等に参加し顔なじみの関係づくりから信頼される施設へとつなげていく。

#### <重点目標>

- ケアハウス圏域で、地域住民、関係諸団体、近隣の介護福祉施設などと日頃からの馴染みの関係を継続しつつ、大規模災害などが発生した場合も含めてお互いに連携しあいながらケアハウス入居者及び地域の高齢者の方々の安全・安心した生活を支援していく。
- 福祉の視点をもって医療との連携を図りながら地域包括ケアの仕組みづくりに取り組む。

#### <基本計画>

- 桜堤1・2丁目UR団地群にお住まいの高齢者の方々の孤立防止、お互いに支え合いながら継続した自宅生活が送れるよう支援していく。平成26年にUR団地群にお住まいの方々に対して、生活のお困りアンケートを実施したが、3年経った今、改めて団地で暮らす住民の生活実態ニーズの調査を行い、現状把握と新たなニーズの発見を行う。
- 桜堤1・2丁目のUR団地群で近隣大学の学生に対して、UR、市役所を窓口として、

学生によるシェアハウスの展開を検討している。今後、具体的にシェアハウスの立ち上げがあった場合、地域行事を通じてUR団地群にお住まいの高齢者の方々とその学生たちとの交流を図るなどの後方支援を検討・模索していく。

- c 平成30年4月よりシルバー人材センター窓口である「有償こども学習補習教室」に対して場所の無償提供を行い、毎週水曜日開催のけん玉教室同様、地域交流の一環として場の提供を行う。場所の提供を通じて、今後参加している子供たちに軽食の提供ができるかどうか、または必要かどうかなど聞き取り調査等を踏まえて、軽食の提供の有無についても検討していく。

#### <関連計画>

- a ケアハウスにおける人材育成では、接遇(マナー)の習得及び専門性の高い知識・技術を習得していくことと、アウトリーチによる地域課題の発見・解決または適切な関係機関につなげることができるようソーシャルワーカーの育成に取り組む。
- b 日々の業務の中で業務の平準化を目的に各職員の業務の形式知と暗黙知を兼ね備えた仕事のやり方を作り上げて業務の「見える化」を図る。これにより一定の業務において円滑に仕事内容を習得できる体制を整える。
- c 「よりあい食堂かよう」の利用者が少なくなっているため、主催者である団地自治会と協力して新たな住民の利用につながるように広報活動などを行う。
- d 平成32年3月に開設予定のサンセール武蔵野(老人保健施設)との連携
  - ・隣接する老人保健施設と各種行事などを通じての施設間同士の交流を図る。
  - ・隣接の老人保健施設や近隣のさくらえん(特養ホーム)と災害時の合同避難訓練などを開催し、福祉避難所の役割を施設間同士で確認・連携しあう。

### ③武蔵野市桜堤ケアハウス(軽費老人ホーム)の計画

#### <重点目標>

- a 入居者が満足感と生きがいを感じて生活できるような支援を行っていく。
- b 平均年齢が上昇し90歳代の入居者が増えているので、保証人や家族との連携を深め、個々の入居者に応じたきめ細かい対応を行っていく。

#### <基本計画>

- a 入居者の心身機能、生活機能の維持・向上に向けて
  - ・朝のラジオ体操以外にも定期的に体操などの活動を取り入れていく。
  - ・定期的に実施している活動や行事の活性化と自主活動に対する支援を行っていく。
- c 入居者間の人間関係の調整と互助(助け合い)関係の醸成
  - ・対人関係の調整が必要な場合には適切に調整し、気持ちよく生活できるよう支援をおこなっていく。また適切な互助の関係ができるよう必要に応じて支援する。
- c 心身状態の変化により住み替えが必要になった方への対応
  - ・家族や関係者との連携を密におこない、必要に応じて情報提供をおこなう。

- ・ 住み替えまでの支援も出来る限りおこなっていく。
- d 保証人が不在、または高齢等のため保証人としての責務が果たせない場合の対応。
  - ・ 権利擁護事業等へつなげる必要がある場合には関係機関と調整していく。
  - ・ 保証人が不在の方が入院等した場合の身上監護等を含めた対応についても事前に本人や関係機関と確認をしておく。
- e 緊急時の対応についての取組の強化
  - ・ 相談員等が勤務しない日曜祝祭日、夜間帯などに、入居者及び建物設備等に緊急事態が発生した場合でも、適切に対応できるように相談員等と警備員の連携強化に向けての準備、訓練を行う。

#### <関連計画>

- a 実習生の受け入れ
  - ・ 専門職としてソーシャルワークとコミュニティソーシャルワークの視点から学習できるようなカリキュラムを作成する。
- b 職員の能力開発
  - ・ ケアハウスを拠点として地域の中で果たせる役割について職員間で協議し実行につなげていく。

#### ④武蔵野市桜堤ケアハウスデイサービスセンター

##### <重点目標>

- a 平成 32 年 3 月に開設予定であるくぬぎ園跡地の老健施設との関わり、デイケアとの競合などを踏まえて、通所リハとの役割の明確化(デイに求められる機能訓練のあり方を明確にする等)や他の通所介護事業所との差別化に取り組む。
- b デイサービス職員における人材育成は、接遇マナー及び専門性の高い知識・技術を身につけ質の高いケアの提供が出来るようにする。

##### <基本計画>

- a 空き情報を各事業所等に送付して「桜堤・境・関前」の地域(範囲)で利用者を獲得し、目標稼働率 80%とする。
- b 居心地の良い環境を整え、積極的に認知症高齢者を受け入れ快適に過ごして頂けるよう支援する。他の事業所で受入れ困難な認知症高齢者の方も積極的に受入れ、認知症高齢者の精神的安定が図れるよう適切な認知症ケアの提供を行っていく。
- c 自宅での生活行為の観察・評価を適切に行い利用者の生活機能の維持・向上を図り、本人のしたいことや自宅での生活が安心・安全に行えるよう支援する。
- d デイサービスで機能訓練を受けることで通所時に留まらず自宅で自立した生活行為が出来るよう支援していく。
  - ・ 身体機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行うリハビリの実施。

- e 利用者と共に戸外活動(散歩・地域行事への参加・買い物など)を行ない、ケアハウス周辺の地域の特徴や暮らしている様子を知る。また公園に来ている地域の人(高齢者・生活困窮者)などの様子観察を行い、気になる方々が見られたら適切な関係機関に繋げていく。
- f 地域の高齢者が生活しやすくなるよう通所介護事業所として取り組む「生活支援サービス」プログラムの検討・実施を継続して行っていく。

<関連計画>

- a 活動中の人員配置、職員の動きを整備し勤務体制を整える(介護、子育て中の職員が多いため、ライフワークバランスを保ち休暇等が取得できる体制を維持する)。
- b 実習生の受け入れ
  - ・専門職としてソーシャルワークとコミュニティソーシャルワークの視点を踏まえて実習指導できるようなカリキュラムの作成と体制を整える。

⑤桜堤ケアハウス在宅介護・地域包括支援センター

<重点目標>

- a 住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、地域の特性や地域住民の意向を活かした地域包括ケアシステムの推進を行う。
  - ・住民同士による支えあいの地域づくり
  - ・独居世帯・高齢者世帯への安心サポートづくり
  - ・認知症の人と家族を支える仕組みづくり
  - ・医療依存度の高い人への在宅及び施設利用支援の強化
  - ・介護予防プログラムの充実と軽度者への支援強化。
  - ・高齢者などの弱者を支える人材の確保と育成

<基本計画>

- a 在宅介護・地域包括支援センターの職員の専門性を高めることによる機能強化と、地域住民の方々や住民組織との協働、地域にある関係機関及び専門職の方々との連携を強め、それぞれの役割を明確にする。
- b 適時自己評価を行って支援の質の向上を図り、魅力ある働きやすい快適な職場もつくる。

<関連計画>

- a 健康寿命を延ばすために、住民自らの力や地域力を高める仕組みづくりを推進する。
  - ・市の福祉施策である地域健康クラブ、不老体操、コミセン体操、高齢者総合センター各種講座、保健センター事業などの利用の推進を行う。
  - ・いきいきサロンやテンミリオンハウス、居場所(市民社協)の利用の推進とボランティアとしての参画を促す。

・独居世帯や高齢者世帯に対して、誰かとつながっていることで得られる安心感を増やすために、安心コール事業・なんでも相談事業の利用推進と普及や啓発を行う。

b 中重度の介護が必要な状態となっても、地域で住み続けるための仕組みづくりを推進する。

・認知症になっても住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、相談会や家族会のご案内と介護軽減のための見守り支援ヘルパー事業の利用推進を行う。

・地域包括ケア病棟・老人保健施設・看護小規模多機能型居宅介護施設・定期巡回随時対応型訪問介護・看護など地域にある身近な施設やサービスを利用することで、ご本人が友人や家族と頻繁に交流が継続できるケアマネジメントの推進を行う。

## (2) ゆとりえ

① ゆとりえ「ミッション・ビジョン・バリュー」を「地域」を意識した解釈も追加

10年以上前の平成17年度から18年度にかけて検討・発表したゆとりえの「ミッション・ビジョン・バリュー」を、現在の社会情勢等を踏まえ、「地域」を意識したの視点で解釈し、職員間で共有していく必要があります。

**参考** 私たち(ゆとりえ)の理念と目指すべき姿 <平成18年度作成>

「ゆとりえ」の**理念**

人生のラストステージに、あなたが望む生き方を支えます。

「ゆとりえ」の**ミッション**(使命・存在意義・存在目的)

市民がいつまでも住み慣れた街で安心して暮らしていけるように、社会福祉援助サービスを提供していく。

「ゆとりえ」の**ビジョン**(将来の望ましい姿)

自分の望む人生を送り、自分らしい個性が尊重される地域社会をつくっていく。

「ゆとりえ」の**バリュー**(大切にしたい中核的価値観)

「あなたは私にとって大切な人です」「心のこもったおもてなし」

- パーソンセンタードケア(利用者中心の援助)とチームアプローチの実行。
- 安全。清潔感・やすらぎのある環境の提供。
- 法令遵守・適法手続。

『「地域」を意識した私たち(ゆとりえ)の理念と目指すべき姿』 <平成30年度作成>

**理念** キーワード: 個人の尊厳の尊重

**「生(Life:生命、生活、人生)」が肯定される環境、地域づくり**

- 何らかの困難を抱える「人を支える」とともに、その人が生きやすい「環境(人や場所)づくり」「環境改善」「関係づくり」「関係性の再構築」「地域づくり」を行う。

**ミッション** キーワード: 福祉の視点の地域包括ケア

**個別的ソーシャル・サポート・ネットワークづくり ⇒地域がつながる仕組みづくり**

- 本人のことを気にかけて、支えたいと思っている住民の存在を把握し、その住民を支えること＝多職種の専門職間連携に加え、地域の関係性の中で、本人を面で支えるネットワーク(ソーシャル・サポート・ネットワーク)をつくる。

**ビジョン** キーワード: 地域生活の質(QOQL)の確保

**豊かな社会関係の中で役割をもって生活 ⇒人は人とかかわりのなかで変わり、成長する**

- 社会参加支援＝地域生活支援＝自立支援→本人の地域社会関係の回復をめざす。

**バリュー** キーワード: あなたがあなたであること

**「自尊感情」「自己肯定感」は、他者の良質なメッセージから生まれ、育まれる。**

- 私の存在が、「無条件に肯定」される社会的なつながりや場所を増やしていく。

②ゆとりえ施設総体——地元地域(小地域圏域)への事業展開

<重点目標>

- 当事者本人及びその家族等の地域社会関係の回復をめざし、豊かな社会関係の中で役割をもって生活することを支援する。
- 福祉の視点での地域包括ケアの仕組みづくりに取り組む。

<基本計画>

- 認知症高齢者及びその家族、地域住民、専門職等、誰でも参加でき集う場としての認知症カフェを住民主体で実施する。集まってくる人が自分の病気のこと、介護のことを話すだけでなく、何でも話せて自分の弱みもわかってもらえている(あなたがあなたのままであることで良い)場を地域住民とともにつくっていく。くつろぎをもたらす交流の場をとおして、認知症についての理解が深まり、地域の人々の結びつきが強まることを期待する。
- 自治体レベル、日常生活圏域レベルにおいては、中重度の要介護者も含めての医療・介護サービスが切れ目なく受けることができる体制(地域包括ケアシステム＝医療が軸となつての医療と介護の地域連携の構築(地域包括ケア)整備を目指している。社会福祉法人の高齢者福祉施設としては、改正社会福祉法の第4条第2項に創設された「地域生活課題」の視点のもと、施設本体のある地域(小地域圏域)における地

域住民及び世帯が抱える生活上の課題や、地域社会からの孤立、地域社会のあらゆる分野への活動に参加機会の確保などの状況(課題)を把握し、その解決に向けて地域住民も含め、関係機関とともに支援する連携関係の構築に取り組む(福祉の視点での地域包括ケアシステムの構築)。

- c 地域を基盤としたソーシャルワーク機能を高めるために、職員の誰もがソーシャルワーク機能を発揮し、コミュニティに強いソーシャルワーカーを育成していく。

#### <関連計画>

- a 施設や事業所内でのチームアプローチ機能(多職種連携力)を高めるのはもちろんであるが、地域における「地域生活課題」の解決に向けて、地域住民や関係機関とのチームアプローチ機能も向上させる。地域におけるそれぞれの役割理解、多角的な視点による援助力量の向上、チーム全体の総合力のレベルアップをしていくために、我々社会福祉の専門職の専門性をさらに高めて地域にアウトリーチしていく。

\*フォーマルサービスは、制度ごと・分野ごとの縦割り体制を作りやすく、法人内や施設内で仕事を自己完結する傾向を生む。地域社会における「地域生活課題」の解決に取り組むため、それぞれのセクションの職員は、制度や基準、置かれている立場・環境に浸ってはいけいない。

\*「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(平成29年3月31日 厚労省通知)と、「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」(平成29年3月31日 厚労省通知)を理解して取り組む。

### ③ゆとりえ(特別養護老人ホーム)

#### <重点目標>

- a 個別ケアの推進

入居者の重度化や医療ニーズの高まりへの対応と、看取りケアへの取り組みについて、家族の意向調整、協力を得ながら入居者が最期まで自分らしく生きる支援の継続。

- b 地域活動への取り組み

近隣住民の生活課題等を把握し、特養の職員としてもできることに取り組む。

- c 人材育成

ソーシャルワークの視点を持った人材の育成。介護だけでなく社会的な生き方や精神的な生きがいを支援できる職員の育成。

#### <基本計画>

- a 個別ケアの推進

・特養内における介護と医療の連携を密に行い、介護職員も基本的な医療知識を習得し、フィジカルアセスメント(身体的な評価)の力を身につける。

- ・職員の経験値・暗黙知の根拠を明確にし、職員組織の中に蓄積する仕組みをつくる。
- ・看取りを希望される方の最期の生き方・過ごし方について、家族とともに取り組むために、入居者支援だけでなく家族支援(意向調整・協力調整など)もできる力を身につける。
- ・従来型特養におけるケアの特徴や強みを活かし、生活者として本人が望む生活を支援するサービスを再構築する。
- ・特養内での会議等を通して、ゆとりえ特養が目指す方向性や職員間で大切にしている価値観等を確認し、職員同士(専門職同士)が一体感のある組織をつくる。
- ・介護の周辺業務の棚卸をし、ユニバーサル就労や高齢者雇用へ向けての環境整備に取り組む。

#### b 地域活動への取り組み

- ・併設するデイサービスセンターや支援センターが企画する地域向け事業等(認知症カフェ等)へ参加し、住民等と顔なじみの関係をつくる。生活上の困りごと等を把握し、地域住民とともに解決に向けての支援を行う。
- ・夜間や早朝などで、ちょっとした困りごとに駆けつけられる(安否確認・健康状態把握・食事等配達など)体制の構築に向けて検討する。

#### c 人材育成

- ・毎年度、正規職員(介護職員)の新陳代謝がある組織として、入職年数に応じたOJTの実施、3年間の中で介護スキル・ケアマネジメント・ソーシャルワークを身につけられる育成体制の構築。
- ・入居者及び家族等の多問題、複雑化してきているニーズに対して、ソーシャルワークの機能を活かした支援ができるように人材育成する。
- ・「働き方改革」の視点に基づき8時間夜勤へ移行する。

### ④ゆとりえデイサービスセンター

#### <重点目標>

『地域になくはないデイサービスセンターを目指して』

超高齢化・重度化している利用者が住み慣れた地域でより長く自分らしく生活できるように、自立支援に向けたサポートを行っていくことを念頭に置き、施設内だけでなく、地域とのつながりを強化しながら、デイサービスの役割を活かした事業運営に取り組む。

- ・地域とのつながりの強化
- ・認知症ケアの充実とその家族の支援
- ・効率的な業務運営と組織性を高める

#### <基本計画>

- a 超高齢化・重度化している方や認知症のある方の受け入れを継続し、目標稼働率を90%以上とする。
- b 土曜日のサービス提供を平成29年度末でいったん休業とし、新たに認知症のある方を主体とした地域貢献や社会参加を意識した内容でのサービス提供を、平成30年6月を目標に再スタートする。
- c 地域住民とともに実施する「認知症カフェ」にゆとりえの一員として参加し、認知症のある方とその家族の地域生活上の課題を把握し、社会福祉法人のデイサービスセンターとして、地域住民とともに支援していく。
- d 認知症のある方の地域生活に関する啓発として、住民向け学習会等を支援センターや地域社協と共同して開催していく。
- e デイサービス機能のアウトリーチの一環として、当センターで取り組んでいる健康予防体操を地域の老人会やいきいきサロンなどで実施していく。
- f 利用者が望む「よりよい生活」「よりよい人生」を実現するために、ケースワーク力・アセスメント力を向上させる。職員1名につき、年1～2回の外部研修参加、内部研修を年1～2回実施し、質の高いケアを提供できるようにし、業務の標準化のため、年1回のマニュアル等の見直しと更新を行っていく。

#### <関連計画>

専門職としての現場業務だけでなく、人間性を高めることも大切にして、接遇に関する振り返りや研修を年2回程度実施し、利用者や家族、職員間でも信頼される人材育成に取り組む。

#### ④ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター

##### <重点目標>

- a 認知症とその家族を支える地域づくり
- b 医療依存度の高い方への支援とそれを支える関係者のネットワークづくり
- c 軽度相談者への支援と社会資源の充実
- d 住民による支えあいの仕組みづくり
- e 精神疾患等の家族を含めた多問題家族への支援とそのため多機関との協働推進

##### <基本計画>

- a 認知症を支えるフォーマルな仕組みを活用することに加え、認知症カフェに地域住民とともに取り組み、認知症とその家族を支える地域づくりを推進する。
- b 医療依存度の高い方の在宅生活を支えるために必要となる仕組みの他に、地域包括ケア病棟や看護小規模多機能型居宅介護など家族介護者のレスパイトの仕組みが新たに加わることになる。ネットワークを一層強め、適時適切な支援を行う。さらに在宅での看取り期の家族の心を支える場づくりにも取り組む。
- c 軽度相談者への支援の機会を逃すことなく行うための仕組みづくりを行う。ま

た、介護予防制度から漏れる方への選択肢を増やすために、社会資源の把握といきいきサロンや居場所など集いの場づくりにも取り組む。

d 武蔵野市における生活支援コーディネーターの役割はこの数年間の活動によって定まってくる。特に地域共生社会の実現に向けた多世代を含めた地域の支えあいの仕組みづくりのために、地域住民へのアプローチ手法はもちろん、武蔵野市民社会福祉協議会をはじめとする他機関との効果的な役割分担と協働を推進する。

e 精神疾患等の家族を抱えた世帯への支援は困難ケースとして支援が長期化するケースが多い。虐待ケースとして対応することもある。これに対し、医療機関や保健所、行政機関等と協力し、多世代への支援をそれぞれの人権や安全を守りながら行うノウハウを、職員個人の経験で終わらせることなく、蓄積し、発展させる。

#### <関連計画>

児童、障害児者、高齢者、生活困窮者、社会から孤立した状態にある者など、社会的に弱い立場にあり生きづらさを抱える住民への支援組織、住民組織をつなぐ仕掛けづくりに、武蔵野市民社会福祉協議会とともに取り組む。

## 資料・個別年次計画

### (1) 法人全体

個 別 事 業	検討 実施	△ ◎	一部実施○ 継続 →	
	30 年度	31 年度	32 年度	それ 以降
①社会福祉法人としての使命の遂行				
社会貢献・地域貢献への積極的な取り組み	○	→	◎	→
社会ニーズの高い事業への取り組み	◎	→	→	→
講座、講演会の実施や情報提供の充実	○	◎	→	→
退職職員、高齢者、障害者の積極的雇用	◎	→	→	→
②積極的な情報提供の実施				
ホームページの充実	◎	→	→	→
SNSの活用などスマートホン向け情報提供の実施	◎	→	→	→
③確実な事業運営と将来構想の検討				
利用者満足度の向上	◎	→	→	→
将来を見据えた事業計画の策定			◎	→
④在宅福祉を中心としたサービス展開				
障害者支援施設おける地域との関わりを重視した事業運営		○	→	◎
地域と連携した在宅事業の実施	◎	→	→	→
⑤社会状況を反映した事業への取り組み				
低所得者や生活困窮者などを対象とした事業の実施	○	→	→	→
障害者部門と高齢者部門が連携した新たな取り組みの検討	○	→	◎	→
⑥計画的な財務運営と健全な財務管理				
寄附の受け入れによる基金の充実	○	◎	→	→
赤字事業に対する収支改善計画の策定	○	◎	→	→
職員の給与体系の見直し	◎			
⑦人材の計画的な採用と育成				
職員採用計画の策定と専門職の計画的な採用	○	→	◎	→
職員研修の充実と福祉関係の資格取得の応援	◎	→	→	→
⑧職員が快適に働くことが出来る職場づくり				
職員相談窓口や相談内容の充実	◎	→	→	→
職員の超過勤務の縮減	◎	→	→	→
休暇を取得しやすい職場環境	◎	→	→	→

## (2) 障害者支援部門

個 別 事 業	検討 △	一部実施 ○		
	実施 ◎	◎	→	→
	30 年度	31 年度	32 年度	それ 以降
①居住支援				
障害者支援施設開設（2019.3）に向けた基盤整備	◎			
障害者支援施設利用調整（利用調査からご利用者決定）	◎			
障害者支援施設の健康・財産など生活基盤に対する支援の構築	○	◎	◎	→
障害者支援施設の QOL、社会参加、自己実現に資する支援の構築	○	◎	◎	→
生活拠点としての機能の強化	◎	→	→	→
他業種他職種との連携とその強化	◎	→	→	→
職員育成体制の充実	○	◎	→	→
地域コミュニティとの連携	◎	→	→	→
地域移行に向けたGHの準備・研究			△	→
単身での自立生活を目指す方の支援・制度の研究	△	○	◎	→
②日中活動支援				
就労定着支援事業の開始	◎	→	→	→
就労アセスメントのパッケージ化	△	◎	→	→
業種別連絡会による収益性および工賃支給額の向上	△	○	◎	→
領域内研修体系の整備と充実化	◎	→	→	
就労継続事業3事業所の機能整理と再編	△	○	◎	→
選択制就労時間の導入	○	◎	→	→
特別支援学校卒業後のモデルキャリアパスの整備	△	◎	→	→
総合センター生活介護事業の再編機能強化一体的運営	○	◎	→	→
生介ご利用者の社会参加活動としてのプログラムの充実	○	◎	→	→
職員の専門性向上	○	◎	→	→
生介ご利用者の高齢化への対応	△	○	◎	→
生介ご利用者の重度化への対応(医療的ケア、行動障害)	△	○	◎	→
③児童発達支援				
児童発達支援センター化の検討	△	○	◎	→
降園後と放課後の余暇時間の支援の充実	△	○	◎	→
こども館の支援体制と人材育成の体制の充実	△	○	◎	→
地域連携と地域支援の発展	△	◎	→	→

④相談支援				
相談支援技能開発室の研究推進	◎	→	→	→
相談支援で把握した地域課題へのアプローチ	△	○	◎	→
⑤地域自立生活支援				
短期入所事業の実施（障害者総合支援法）	△	○	◎	→
なごみの家の事業移転（市単独事業のレスパイト事業）	◎	→	→	
体験入所事業の実施	○	◎	◎	
訪問系サービスの検討	△	○	○	
なごみの家の移転	○	◎	→	→
グループホームネットワーク事業	△	○	◎	→
地域自立生活についての啓発活動	△	○	◎	→
⑥社会福祉事業の責務と地域貢献				
B C Pの体系的な整備	△	○	◎	→
福祉避難所(複数)の開設運営の確立	△	○	◎	→
各地域防災の会との連携	○	→	◎	→
就労訓練事業（中間的就労の取組み）への参入	△	○	◎	→
就労・生活等、複雑化する相談に対応できる人材の育成	△	○	○	→
地元企業の雇用創出の推進	△	○	○	→
就労意欲喚起につながるプログラムの開発	△	○	○	→
虐待防止チェックリストの改定	△	◎	→	→
権利擁護職員研修用の基礎テキストの作成実施	△	◎	→	→
自支協権利擁護部会、こだまネットと連携	△	○	◎	

(3) 高齢者支援部門

①桜堤ケアハウス

個 別 事 業	検討△・一部実施○・実施◎・継続→			
	30 年度	31 年度	32 年度	それ 以降
1. 桜堤ケアハウス施設総体				
①桜堤1・2丁目UR団地の高齢者世帯の孤立防止と住民どうしの支えあいを継続支援。団地住民対象の生活実態調査実施	△	○	◎	→
②UR団地と隣接する大学とで取り組むシェアハウス事業の後方支援	△	○	◎	→
③シルバー人材センター主催の「有償こども学習補修教室」へのスペース提供等の支援	◎	→	→	→
2. 武蔵野市桜堤ケアハウス(軽費老人ホーム)				
①入居者の心身機能、生活機能と維持・向上への取り組み	◎	→	→	→
②入居者間の人間関係調整と助け合い関係の醸成	◎	→	→	→
③入居者への住み替え対応	◎	→	→	→
④入居者の保証人不在時身上監護等の対応	◎	→	→	→
⑤緊急時の対応について強化	◎	→	→	→
3. 武蔵野市桜堤ケアハウスデイサービスセンター				
①目標稼働率80%。	◎	→	→	→
②認知症高齢者の積極的な受け入れ	◎	→	→	→
③生活機能の維持・向上を図り、安全に安心な生活継続支援	◎	→	→	→
④機能訓練の強化	◎	→	→	→
⑤ケアハウス周辺の地域での戸外活動を重視	○	◎	→	→
⑥居宅生活を継続していくための生活支援サービスの検討等	○	◎	→	→
4. 桜堤ケアハウス在宅介護・地域生活支援センター				
①職員の専門性を高めて支援センターの機能強化	◎	→	→	→
②魅力ある働きやすい職場づくり	○	◎	→	→

②ゆとりえ

個 別 事 業	検討△・一部実施○・実施◎・継続→			
	30 年度	31 年度	32 年度	それ 以降
1. ゆとりえ施設総体				
①認知症高齢者及びその家族や地域住民、関係者等が集う機会としての認知症カフェを、住民主体での実施を後方支援	○	◎	→	→
②地域生活課題の解決に向けて、福祉の視点での地域包括ケアシステムの構築	△	○	◎	→
2. ゆとりえ(特別養護老人ホーム)				
①個別ケアの推進 ・フィジカルアセスメント力を高める ・職員個々人の経験値等を、職員組織の中に蓄積する仕組みづくり ・看取りケアを家族と共に取り組む ・専門職どうしが一体感のある職員組織づくり ・介護の周辺業務等の棚卸しと、ユニバーサル就労等への機会提供				
	△	○	◎	→
	△	○	◎	→
	○	◎	→	→
	△	○	◎	→
②地域活動への取り組み ・ゆとりえ全体で取り組む認知症カフェへの参加 ・地域住民のちょっとした困りごとへの対応支援体制の検討				
	○	◎	→	→
③人材育成 ・介護スキル、ケアマネジメント、ソーシャルワークの各援助技術を保有した人材の育成				
	△	○	◎	→
④働き方改革の視点に基づき、16 時間夜勤を 8 時間夜勤に移行	△	○	◎	→
3. ゆとりえデイサービスセンター				
①目標稼働率 90%以上	○	◎	→	→
②土曜日の活動対象者、活動内容等の見直し	◎	→	→	→
③認知症カフェへの参画	○	◎	→	→
④認知症の方への理解を深めるために、住民向け学習会答の開催	○	◎	→	→

⑤デイサービスでのプログラム(健康体操等)や機能のアウトリーチ	△	○	◎	→
⑥ケースワーク力、アセスメント力の向上	○	◎	→	→
4. ゆとりえ在宅介護・地域生活支援センター				
①認知症の方々やその家族を支える地域づくりの推進	○	◎	→	→
②事業所間のネットワークを強化し、医療依存の高い方への在宅生活を支える	△	○	◎	→
③軽度相談者への支援や、介護予防高齢者の集いの機会としての居場所づくりに取り組む	○	◎	→	→
④地域共生社会の実現に向けて、生活支援コーディネーターが中心となって地域住民、社協等との協働を推進	△	○	◎	→
⑤精神疾患等の方とその家族への支援に向けて、関係機関との協力体制構築	○	◎	→	→

社会福祉法人武蔵野 中期基本計画  
平成 30 年度～32 年度

平成 30 年 3 月

編集・発行  
社会福祉法人武蔵野

〒180-0001  
東京都武蔵野市吉祥寺北町4-11-16  
電話 0422(54)7666  
FAX 0422(54)7599